

第2次多可町教育ビジョン



多可町教育振興基本計画



good



!



10



25

令和3年3月
多可町教育委員会

は　じ　め　に

平成30(2018)年6月に国において「第3期教育振興基本計画」(平成30年～令和4年度)が閣議決定されました。この計画の中では、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』の最大化」を中心課題とし、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する」、「教育施策推進のための基盤を整備する」の5つを教育施策に関する基本方針として設定されています。

また、平成31(2019)年2月に兵庫県では「第3期ひょうご教育創造プラン」(令和元年～令和5年度)が策定され、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、第3期プランの基本理念に「『未来への道を切り拓く力』の育成」が重点テーマとして加えられました。

平成29(2017)年3月には多可町においても、「第2次多可町総合計画」(平成29年～令和8年度)を策定し、まちづくりの基本姿勢を「私たちのまちは　私たち一人ひとりが創る」として、まちづくりへの住民参画の重要性を掲げています。また、基本目標の1つを「子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち」として、子どもから高齢者まで、元気に、笑顔で暮らせるまちをめざしています。さらに、令和2(2020)年3月には「第2期多可町総合戦略」(令和2年～令和6年度)を策定し、政策パッケージとして「ふるさとに誇りと愛着を持ち、夢や目標に向かってたくましく生きる教育の推進」を掲げ、子育て世代の教育ニーズに対応した特色ある教育改革のさらなる充実を求めています。

今回、「第2次多可町教育振興基本計画」の策定にあたっては、第1次計画で取り組んできた施策の検証を行いました。その成果と課題を踏まえた上で、計画をより実効性のあるものとするため、指標(めざそう値)を新たに設け、毎年実施する「点検と評価」により検証していきます。そして、子どもたちが多可町で学び、育ったことに喜びと誇りをもち、保護者や地域の皆さんのが多可町で子育てしてよかったです、多可町に住んでよかったですと実感できるように、多可町の教育・保育・生涯学習のさらなる発展に向けて、総合計画等との整合性を保ちながら、これからのもとめざすべき姿を示しました。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました皆様に深く感謝いたします。今後とも本計画の着実な推進に向けて、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

多可町教育委員会

第1章 第2次計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1
5 他の計画等との関係	2

第2章 多可町の教育の成果と課題

基本施策Ⅰ 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実	
(1) 幼児期の教育等の充実	3
(2) 家庭・地域の教育力の向上	4
基本施策Ⅱ 学校教育の充実	
(3) 子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり	5
(4) 教職員がチーム力を発揮する元気な学校園づくり	10
(5) 地域から信頼される学校園づくり	11
基本施策Ⅲ 生涯学習の推進	
(6) 生涯学習の推進	14
基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造	
(7) 人権尊重のまちづくり	16

第3章 社会情勢と教育環境の変化

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行	18
2 生活の変化	19
3 人生100年時代の到来	19
4 グローバル化の進展	20
5 I C Tによる技術革新の進展	21
6 教育の機会均等	21
7 災害への対応	22
8 働き方改革	23

第4章 多可町教育のめざすべき姿

1 基本理念	24
2 重点目標	25
3 多可町教育ビジョン体系図	28
4 施策の基本的な方向	
基本施策I 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実	
I-1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実	29
I-2 学童保育・児童館事業等の充実	30
I-3 子育て支援の充実	31
I-4 安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援	32
基本施策II 学校教育の充実	
II-1 確かな学力の育成	33
II-2 豊かな心の育成	34
II-3 健やかな体の育成	36
II-4 特別支援教育の推進	37
II-5 体験教育の推進	38
II-6 教職員の資質と指導力の向上	39
II-7 学校の組織力の強化	41
II-8 修学環境の整備・充実	42
II-9 少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究	43
II-10 家庭と地域による学校と連携した教育の推進	43
基本施策III 生涯学習の推進	
III-1 生涯学習の充実	45
III-2 生涯スポーツの充実	47
III-3 文化的香るまちづくりの推進	48
基本施策IV 豊かな人権文化の創造	
IV-1 人権尊重のまちづくりの推進	49
IV-2 男女共同参画社会の推進	50
参考資料	51
(多可町教育振興基本計画検討委員会設置要領、委員名簿、策定経緯、 SDGsとの関連)	

第1章 第2次計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成18(2006)年12月に改正された教育基本法に基づき、平成20(2008)年7月には国の教育振興基本計画が、平成21(2009)年6月には兵庫県の教育基本計画である「ひょうご教育創造プラン」が策定されました。これを受け平成23(2011)年3月に多可町においても「多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」を策定しました。その後、5年が経過し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い「多可町教育大綱」「多可町教育ビジョン（後期）」として見直し、平成28(2016)年3月に改訂しました。

今年度、第1次となる「多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」の計画期間である10年目を迎えました。急速化する人口減少・少子高齢化、人工知能（A I）の進化・I C T導入に伴う高度情報化、今までに経験したことのないような自然災害や新型コロナウイルス感染症など、わたしたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。人生100年時代、グローバル社会、超スマート社会の到来により、生活スタイルも大きな変化が求められます。これから予測困難な時代を自らが課題を分析し、解決していくける「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」をめざして、「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な事項を定めるものであり、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の教育の振興のための施策に関する基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）であり、多可町総合計画における教育分野の個別計画としても位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。計画の進捗については、計画期間中において、教育の点検及び評価により本計画の成果の評価・検証を行いつつ、より効果的で効率的な施策を総合的に推進していきます。

4 計画の構成

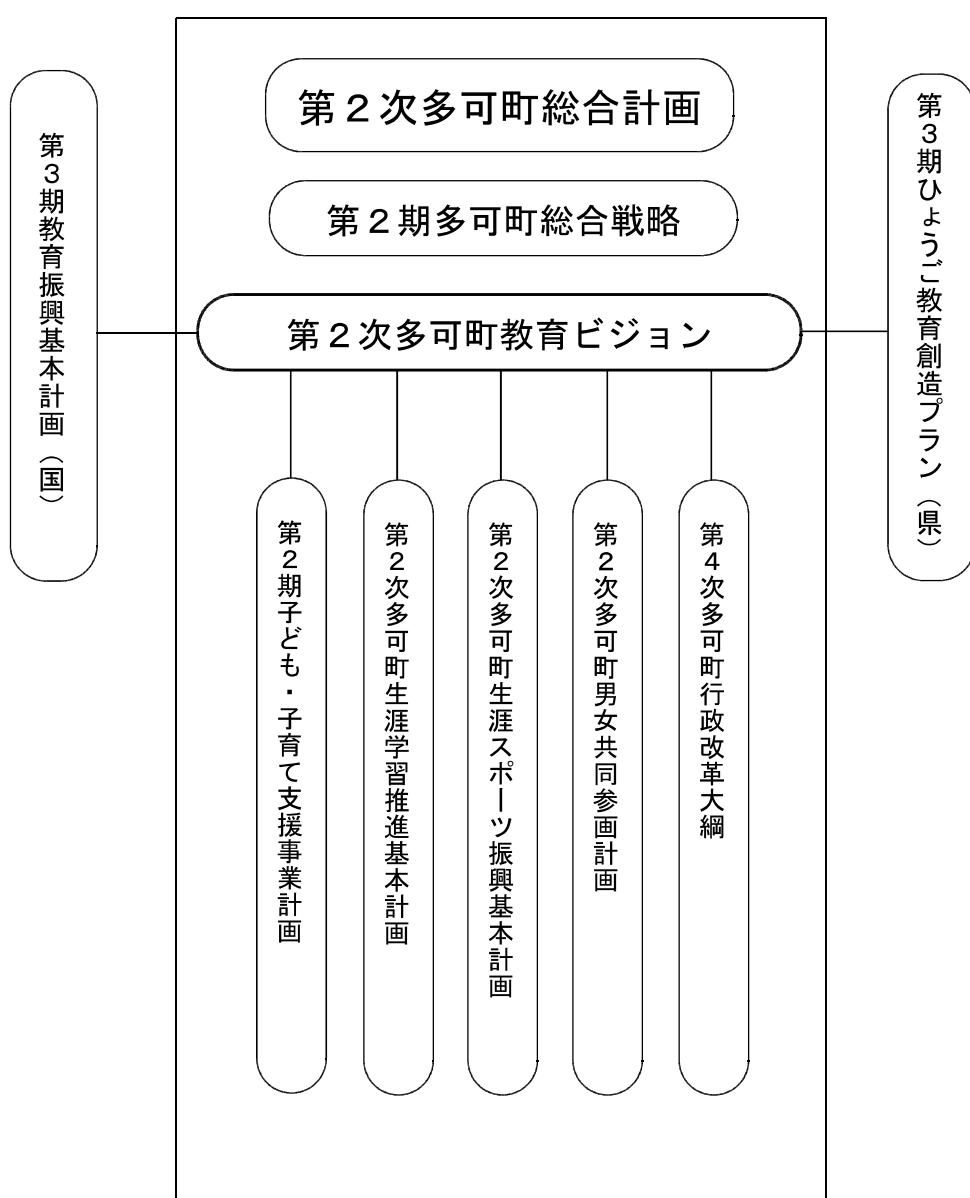
本計画は、基本理念のもとに2つの重点目標を策定し、4つの基本施策を関連づけています。

5 他の計画等との関係

本計画は、国の「第3期教育振興基本計画」（平成30（2018）年度）や「第3期ひょうご教育創造プラン」（平成30（2018）年度）、「第2次多可町総合計画」（平成28（2016）年度）、「第2期多可町総合戦略」（令和元（2019）年度）との整合性を図りながら、既に策定した「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」（令和元（2019）年度）、「第2次多可町生涯学習推進基本計画」（令和元（2019）年度）、「第2次多可町生涯スポーツ振興基本計画」（平成30（2018）年度）、「第2次多可町男女共同参画計画」（平成29（2017）年度）等、教育に関する個別計画を包括するものとなります。

※（　）内は、計画の策定年度

（第2次多可町教育ビジョンと他の計画との関係）



第2章 多可町の教育の成果と課題

基本施策 I 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実

(1) 幼児期の教育等の充実

具体的施策 1－1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・「第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年～令和元年度）」に基づく施策を開設し、子育て支援、幼児教育等の充実を図りました。その後、「第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年～令和6年度）」を策定しました。
- ・めざす子ども像として「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」を掲げ、新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、0歳児から5歳児までの「多可町教育・保育共通カリキュラム」を策定しました。
- ・認定こども園において幼児教育研修事業を実施し、小学校や他の認定こども園との間で保育公開や合同研修、子ども同士の交流会等を行いました。

〈取組の成果〉

- ・「第1期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の量を確保した結果、多可町での待機児童はゼロでした。
- ・「多可町教育・保育共通カリキュラム」により、認定こども園等職員の意識向上が図られ、心の教育の推進など、発達段階に応じた子どもへの適切な関わり方等について理解が深まりました。
- ・認定こども園から小学校へのスムーズな移行を意識した指導計画に基づいた教育・保育が行われ、子ども達は集団生活の中で就学までに基本的な生活習慣や態度を身につけることができました。

〈取組の課題〉

- ・「多可町教育・保育共通カリキュラム」に基づいて各園が教育・保育を行い、実施後の検証により、必要に応じたカリキュラムの見直しが重要です。
- ・教育・保育の一貫性の推進と小学校へのより円滑な接続を進めるため、認定こども園同士や小学校との連携をさらに強化することが求められます。

具体的施策 1－2 学童保育や児童館事業等の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・共働き家庭や多様化する保護者の就労形態等の実情を踏まえ、必要と認めた場合は、学童保育の受入開始時間を午前8時から午前7時30分としました。
- ・児童館では、「わくわく体験教室」や夏季休業中の「なつチャレ」事業など各種体験教室を実施しました。

- ・児童の健康管理、安全確保等について、指導員の研修を実施しました。

〈取組の成果〉

- ・学童保育の利用時間を長くすることや受け入れ要件を緩和したことで、入所希望児童の受入率が増え、共働き家庭等への支援ができました。
- ・児童館での体験教室を通して、児童の健康増進を図るとともに、情感豊かな心を育むことができました。
- ・研修を充実することで、指導員の資質向上が図られ、保育の質を高めることができました。

〈取組の課題〉

- ・一部の学童保育施設では、施設の面積確保などの理由から、長期休業中のみ利用を希望する高学年の受け入れが難しい状況であるため、学校の空き教室利用などを検討していくことが必要です。
- ・学童保育のさらなる充実を図るため、学童保育と小学校との連携を今後一層強化することが重要です。
- ・教育・保育の質と職員の専門性を高めるため、職員研修を計画的に行うことが求められます。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

具体的施策 2－1 子育て支援の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・「多可子どもタイムズ」や「こどもカレンダー」の定期的な発行により、子育て情報の発信に努めました。
- ・中区に移転した子育てふれあいセンターを中心に子育ての交流の場づくりを進めました。

〈取組の成果〉

- ・子育てふれあいセンター移転後は、利用人数が大幅に増加し、これまで以上に保護者同士がつながり、情報を共有する関係を築くことができています。

〈取組の課題〉

- ・子育てふれあいセンターを拠点とした交流の場づくりを進めるため、さらに保護者同士がつながりあえるプログラムの提供が求められます。
- ・子育て支援のより一層の充実を図るため、ファミリー・サポート・センター事業、在宅等育児手当などの新しい子育て施策を展開していくことが重要です。

具体的施策 2－2 安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援

〈これまでの主な取組〉

- ・児童虐待の状況に応じて関係機関が連携し、個別ケース検討会議等を実施しました。
- ・「家庭の日」を啓発し、PTA主催によるSNS・ゲーム・スマートフォン等の適切な使い方の研修を行い周知するとともに、「夜9時以降SNSやりません運動（小学生夜9時、中学生夜10時）」を推進し、保護者への啓発を行いました。
- ・確かな学力の育成や家庭の教育力を高めるため、「家庭教育支援冊子」を5歳児・小学1年生・小学4年生・中学1年生へ配布しています。
- ・小中学校や認定こども園、児童館、子育てふれあいセンターにおいて、保護者や高齢者などとの世代間交流を図っています。

〈取組の成果〉

- ・児童虐待防止については、町民への啓発や関係機関等との連携により虐待の防止と早期発見につながっています。
- ・研修によって、SNSやゲーム・インターネット等の便利さとその裏に潜む怖さについて保護者の理解が進んできました。

〈取組の課題〉

- ・児童虐待防止等の推進のため、引き続き啓発活動を行うとともに、個別ケース検討会議等においては役割分担を明確にすることが重要です。
- ・保護者にSNSやゲーム・インターネット等への理解を一層深めるため、研修や子育て相談会等、保護者へフォローアップする取組が必要です。
- ・核家族化や地域の連帯感の希薄化により、世代間の交流が疎遠なものになっているなか、子育て世代を支援するために、地域全体で子育て家庭を見守り、支える社会環境の構築が求められます。

基本施策Ⅱ 学校教育の充実

(3) 子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり

具体的施策 3－1 確かな学力の育成

〈これまでの主な取組〉

- ・「多可町学力向上3か年計画（平成30年～令和2年度）」に基づき各学校の具体的な学力向上プランを策定し、全国学力・学習状況調査及び全国規模（町独自）の学力テストの結果分析と各学校の実情に応じた授業改善に取り組みました。
- ・教職員の指導力向上をめざした悉皆研修の実施や多可町学力向上推進アドバイザーによる校内研修の充実を図りました。
- ・多可町がんばりタイム（教職員OBや地域人材を活用した放課後や長期休業中の補充学習）や朝の学習時間等を活用したモジュール学習、読書活動に取り組み、基礎基本を中心とした子どもたちの学力向上を図りました。

- ・ＩＣＴの効果的な活用により、子どもたちが意欲的に取り組む授業づくりを推進しました。
- ・「家庭教育支援冊子」や「家庭学習の手引き」などを活用し、家庭学習の質と量の充実を図りました。

〈取組の成果〉

- ・「多可町学力向上3か年計画」に基づく学力向上の取組により、小学校では全国学力・学習状況調査の国語と算数において評価が改善傾向を見せていくとともに、全国規模（町独自）の学力テストでは、小学校の国語、算数で全国平均をクリアする学年が増えました。
- ・長期休業明けの漢字・計算力テストの実施や問題データベースの活用（小学校）、学力の継続的把握等により、組織的に学力向上に向けて取り組む気運が高まりました。
- ・多可町がんばりタイムでは、指導員が各学校の子どもたちの課題に応じて、（希望制または取り出し）きめ細やかな指導を行う体制が定着しました。
- ・授業等においてＩＣＴ機器を日常的に活用する教職員が増えました。

〈取組の課題〉

- ・全国規模（町独自）の学力テストでは、徐々に成果が出てきていますが、小学校、中学校ともに、全国学力・学習状況調査の結果には課題が残ります。客観的、専門的な視点から各学校における学力向上の取組を検証し、授業等の改善につなげることが必要です。
- ・「多可町学力向上3か年計画」の取組の成果を評価・検証し、確かな学力のさらなる定着・向上が求められます。
- ・多可町がんばりタイムの指導員や、学習支援員及びスクールアシスタント等の人材確保の取組が必要です。
- ・小学校、中学校ともに、全国や県と比較して読書をする習慣や学校図書室、地域図書館を利用する割合が低い傾向です。「第2次多可町子ども読書活動推進計画（平成28年～令和2年度）」の成果と課題を検証し、「第3次多可町子ども読書活動推進計画（令和3年～令和7年度）」に反映することが必要です。
- ・小学校におけるプログラミング教育の取組に加え、G I G Aスクール構想に伴う1人1台端末の導入を契機に授業形態を大きく変革させることが求められるため、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、教職員の意識改革とＩＣＴ活用力の向上を図るための手立てが必要です。

具体的施策　3－2 豊かな心の育成

〈これまでの主な取組〉

- ・道徳科を要とした全ての教育活動を通じての道徳教育を推進するとともに、「人権教育コアカリキュラム」に基づく発達段階に応じた人権学習の充実を図りました。
- ・「命の大切さ」を実感させる教育を推進するため、子どもたちの自己肯定感や他者への理解、思いやりを育む「いのちと人権を守る教育」に教育活動全体を通じて取り組みました。

- ・生徒指導の充実に向けては、児童生徒の内面に対する共感的な理解を深めるとともに、校内の教育相談体制の充実を図りました。
- ・敬老の歌「きっとありがとう」や「敬老の日」の学習、「全国おじいちゃん・おばあちゃん子ども絵画展」への出品等を通して、子どもたちの敬老精神の醸成に取り組みました。

〈取組の成果〉

- ・道徳科の完全実施に伴い、「考え、議論する道徳」に向けた授業改善や評価の充実についての教職員の意識改革が進みました。また、「人権教育コアカリキュラム」により、同和問題を中心とした人権学習を発達段階に応じて系統的に進める体制が整いました。
- ・「いのちと人権を守る教育」では、毎月1日の「いのちと人権の日」の取組や「心の健康教育」の実施により、子どもたちが発達段階に応じて「いのちと人権」について考えたり、ストレス等への対処方法について学ぶ機会が充実しました。
- ・「敬老の日」発祥の町として、子どもたちに、お年寄りを大切にし、郷土を愛する道徳的心情が養われました。

〈取組の課題〉

- ・道徳科の授業改善や評価の充実、人権教育の推進については、学校における組織的・継続的な取組と研修等による学習の場の充実が求められます。
- ・すべての学校において、「心の健康教育」に組織的・効果的に取り組むため、発達段階を踏まえた多可町の共通カリキュラムの策定や学校をサポートする体制の整備が必要です。

具体的施策 3－3 健やかな体の育成

〈これまでの主な取組〉

- ・全国体力・運動能力調査の結果を多可町体力向上推進委員会で検証し、各学校の体力の現状と課題についての情報交換を行い、体力向上に向けて取り組みました。
- ・学校での食育指導を通して、子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着につなげました。

〈取組の成果〉

- ・ここ数年の全国体力・運動能力調査（小学5年生、中学2年生対象）では、体力合計点において小学生が男女ともに全国平均を上回るとともに、中学生男子も全国平均と同程度の結果となっています。
- ・平成31(2019)年度全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」中学生の割合が88%（全国82%）と全国平均を上回るなど食習慣の充実を図ることができました。

〈取組の課題〉

- ・全国体力・運動能力調査では、中学生女子が全国平均を下回る傾向がここ数年続いて

います。中学生女子の体力向上と運動やスポーツに対する意欲の向上が課題です。

- ・多可町体力向上推進委員会を中心とした取組により、体力・運動能力の向上に一定の成果が見られます。これまでの取組を検証し、今後の推進体制について検討することが求められます。
- ・部活動指導員や外部指導者を活用しながら、部活動の適正な指導体制を構築することが必要です。

具体的施策 3－4 特別支援教育の推進

〈これまでの主な取組〉

- ・県立北はりま特別支援学校等のセンター的機能を積極的に活用し、教職員の専門性を高めるとともに、多様な相談への対応や適切な支援につなげました。
- ・臨床心理士による認定こども園、保育所への巡回相談と巡回後の発達相談等を実施しました。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援委員会を開催しました。
- ・スクールアシスタントや生活補助員による支援の充実を図るとともに、学校生活支援教員による「通級教室」を実施しました。
- ・サポートファイルの活用を推進し、支援を要する子どもの発達について情報の共有を図りました。

〈取組の成果〉

- ・心理士巡回相談等により個々の発達特性への理解を深め、関わり方について具体的な助言を受けることができ、早期に適切な支援へつなげることができます。
- ・校内支援委員会の開催により、特別な支援を要する子どもの実態把握や指導・支援内容の協議、ニーズに応じた合理的な配慮の提供等について組織的に取り組む体制が充実しました。
- ・生活補助員の配置等により、個々の教育的ニーズに応じた生活や学習活動を支援することができました。
- ・サポートファイル作成と活用の推進により、関係課の連携のもとでライフステージに応じた継続的な支援体制が充実しました。

〈取組の課題〉

- ・心理士巡回相談後の支援経過を各こども園と臨床心理士等で検証し、適切な関わり方について確認したり、より効果的な対応を検討するなど、保育体制の質的向上が求められます。
- ・児童生徒を支援するスクールアシスタントや生活補助員についても、継続的な研修による資質の向上が重要です。
- ・特別支援教育の充実を図るために、対象となる児童生徒のアセスメントをもとに、一人一人のニーズに対応した個別の指導計画や支援計画を作成することが必要です。

具体的施策 3－5 伝統や環境をいかした体験活動の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・兵庫型体験教育を発達段階に応じて推進するとともに、多可町の豊かな自然環境、伝統や文化をいかした取組を体系的に推進しました。
- ・トライやる・ウィークについて、生徒が活動したい事業所を安定して確保することができるよう、平成28(2016)年度に「受け入れ事業所バンク登録制度」を導入しました。
- ・中学1年生を対象に、地元で就業・起業し活躍する郷土の先輩を講師として学校に招き、講話を聴く学習会「こども未来塾」を実施しました。
- ・中学生ボランティアサークルは、町内各区や集落の催し、町関係施設のイベント等で年間12～15回のボランティア活動体験を行いました。
- ・子どもたちがふるさと多可町の魅力を再発見する取組として、平成29(2017)年度より「多可町ふるさと検定」を実施しています。
- ・杉原紙や播州歌舞伎など地域の伝統や環境をいかした体験活動を推進しました。
- ・中学生がALTや地域人材、留学生等と英語でコミュニケーションを図り、交流を深める「イングリッシュ・キャンプ」を実施しています。
- ・ふるさと多可町を愛するとともに、より良いまちづくりに向けて努力する子どもの育成をめざし、「子どもふれあいトーク」を実施したり、中学校に「まちづくり提案箱」を設置しました。

〈取組の成果〉

- ・トライやる・ウィーク受け入れ事業所のバンク登録制度導入により、子どもたちが様々な業種の事業所で活動できるようになり、子どもたちの満足度も高まりました。
- ・「こども未来塾」の実施により、将来の生き方や働き方、社会とのつながりや社会における自らの役割を考える良い機会となりました。
- ・中学生と地元消防団員との交流活動（スクラム・ハートプロジェクト）を実施したことにより、地域の一員としての自覚を高め、地域への愛着心を培うことができました。
- ・中学生ボランティアサークルは、主体的に社会と関わり活動する数少ない機会となっており、様々な人との関わりを通して、地域の一員としての自覚と自尊感情を高めることができました。
- ・「多可町ふるさと検定」や体験活動を通した「ふるさと教育」の推進により、子どもたちが本町の自然や産業、伝統、歴史、文化等について学習する機会が増えました。

〈取組の課題〉

- ・子どもたちがこれまでに取り組んできた体験活動を踏まえ、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図るとともに、子どもたちの発達段階を見通したキャリア形成が図られるよう、一貫した体系的・系統的なキャリア教育の充実が重要です。
- ・中学生ボランティアについては、生徒数の減少により申込者が減少しているので、中学生ボランティアサークルの周知を図り、ボランティアを増やす取組が必要です。
- ・多可町に魅力を感じ、ふるさとへの愛着と誇りをもつ子どもたちを育んでいくため、ふるさと教育副読本「わたしたちのふるさと多可町」の活用促進や「多可町ふるさと

検定」の充実が求められます。

- ・地域の伝統や特性をいかした独自の体験活動を行い、特色ある学校園づくりを継続して進めるためには後継者の育成が重要です。
- ・グローバル化が進む社会において、主体的・積極的に国際社会で活躍する意欲・態度を育成するため、国際教育交流の促進が求められます。

(4) 教職員がチーム力を発揮する元気な学校園づくり

具体的施策 4－1 教職員の資質向上

〈これまでの主な取組〉

- ・教職員の資質向上を図るため、経験年数に応じた研修及び喫緊の教育課題を扱う悉皆研修、各種校内研修を実施しました。
- ・県教育委員会の「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、児童生徒と向き合う時間を確保するための取組の推進とともに、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の外部人材の配置等、教職員の負担軽減を図りました。
- ・人事評価・育成システムを活用し、教職員の勤務意欲の向上と能力の開発を図りました。

〈取組の成果〉

- ・兵庫県教育委員会や兵庫教育大学との連携等により、町の教育課題をテーマに教職員悉皆研修を開催し、専門的知識と実践的指導力の向上を図るとともに、課題の解決に向けて積極的に取り組むことができました。
- ・学校の課題に応じた研究主題を設定し、自校の課題を共有するとともに、組織的に研究推進を行い、教職員の授業力を高める校内研修の充実を図ることができました。

〈取組の課題〉

- ・若手教職員の育成に向けては、エキスパートティーチャーの学校への派遣等により、個別指導による学級経営力・授業力の一層の向上に向けた支援の充実が求められます。
- ・これからの中等教育を担う優れた教職員育成のため、学校経営研修講座の活性化が重要です。
- ・女性活躍の観点から、女性管理職登用の推進が重要です。
- ・管理職のリーダーシップのもと、教職員の勤務時間適正化の実効性ある取組が求められます。

具体的施策 4－2 幼児、児童生徒、教職員、保護者を日常的に支援する体制づくりの推進

〈これまでの主な取組〉

- ・「多可町子育て・学校園サポートチーム」の設置や「多可っ子悩み相談室長兼学校園

アドバイザー」の配置を行いました。

- ・子どもたちの支援と居場所づくりの充実を図るため、中学校への不登校支援員（スクールラブ）の配置や適応教室開設時間を延長しました。
- ・平成29(2017)年度制定の「多可町いじめ防止等に関する条例」及び「多可町いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めるとともに、令和2(2020)年度に「多可町いじめ防止対策改善基本計画」を策定しました。
- ・就学支援事業として経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の教育に係る費用の一部を援助しました。

〈取組の成果〉

- ・「多可町子育て・学校園サポートチーム」や「多可っ子悩み相談室長兼学校園アドバイザー」の活用により、学校だけでは解決できない生徒指導上の諸課題への対応ができるようになり、学校への支援体制が整いました。
- ・不登校支援員（スクールラブ）や適応教室の指導員による、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細やかな支援を行うことができました。
- ・いじめの定義の正しい理解のもとで教職員がいじめを積極的に認知するなど、いじめの早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組む体制づくりが進みました。

〈取組の課題〉

- ・増加傾向にある不登校児童生徒の居場所づくりや個に応じた支援体制の構築を図るとともに、新たな不登校を生まない組織的な指導体制の充実が求められます。
- ・「多可町いじめ防止対策改善基本計画」に基づき、教育委員会及び各学校の取組と改善に向けた検証を行うことにより、さらなるいじめ防止対策の充実が必要です。
- ・学校や関係機関等との連携により、就学支援事業の対象となる世帯への適切な情報の提供が重要です。

(5) 地域から信頼される学校園づくり

具体的施策 5－1 学校園施設・機器の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・学校施設の整備計画に基づき、大規模改修工事や老朽化改修工事を実施しました。
- ・平成29(2017)年度に「多可町学校給食食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、「多可町学校給食食物アレルギー対応方針」を策定しました。
- ・学校給食センター事業において、調理等業務を民間に委託しました。

〈取組の成果〉

- ・多目的トイレの設置やエレベータの設置、段差解消などユニバーサルデザイン化が進みました。
- ・エアコンの設置やトイレの洋式化など、快適な学校生活が送れるように学校の環境整備が進みました。

- ・「主体的・対話的で深い学び」「個別最適化された学び」の実現に向け、1人1台端末をはじめとしたICT機器と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教育ICT環境を充実しました。
- ・「多可町学校給食食物アレルギー対応方針」により、食物アレルギー対応が確立され、子どもたちにより安全で安心な給食が提供できるようになりました。
- ・給食センターの調理等業務を民間委託したことでの安定した給食の提供が確保されました。

〈取組の課題〉

- ・学校によっては施設の老朽化が著しく、個別調査結果による長寿命化計画に基づき、整備・修繕が必要です。
- ・安全で安心な給食の安定した提供のために、調理等業務・配達業務の委託業者の決定に際しては、引き続き厳しい基準を設けることが必要です。

具体的施策 5－2 少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究

〈これまでの主な取組〉

- ・より良い教育条件を整備し、最適な教育環境を作るために平成24(2012)年度に「多可町小中学校規模適正化基本方針」を策定しました。
- ・「多可町小中学校規模適正化基本方針」に基づき、平成24(2012)年7月に「地域の学校教育のあり方を考える会」を設置し、平成25(2013)年9月に意見書が提出されました。この意見書により、平成26(2014)年度に「多可町学校規模適正化基本計画」が策定されました。
- ・今まで以上に加速する少子化により、児童生徒の減少が顕著であり、令和2(2020)年7月に「地域の学校教育のあり方を考える会」を設置しました。

〈取組の成果〉

- ・平成28(2016)年4月にそれまでの八千代南小学校・八千代北小学校・八千代西小学校を統合し、新たに八千代小学校を開校しました。

〈取組の課題〉

- ・「地域の学校教育のあり方を考える会」から提出される意見書をもとに子どもたちにとって、より良い教育環境を整えていくことが必要です。

具体的施策 5－3 安全で安心な環境づくりの推進

〈これまでの主な取組〉

- ・子どもたちの登下校時の安全を確保するため、下校時に見守り安全巡回パトロールを実施しました。
- ・犯罪被害から子どもたちを守るため、定期的に「こども110番の家」の実態調査を行うとともに、「こども110番の車」事業の取組を始めました。

- ・放課後の子どもの安全安心な群れ遊びの場として、「放課後子ども広場」を実施しました。
- ・「多可町交通安全プログラム」に基づき、学校園・家庭・地域・関係機関が連携し、通学路の安全対策を行いました。

〈取組の成果〉

- ・放課後子ども広場サポーターである地域住民の見守りにより、子どもたちにとって安心・安全の確保ができています。
- ・通学路における危険箇所を把握するとともに、警察・道路管理者等と連携し、通学路の安全確保が図られました。

〈取組の課題〉

- ・子どもたちが様々な危機に適切に対応し、自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を育成するため、交通安全教室、防犯教室、防災訓練などのさらなる充実が求められます。
- ・地域住民サポーターの高齢化が進んでおり、人材の確保が課題です。
- ・学校と地域のボランティア、関係機関が連携し、さらに地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制を整備していくことが重要です。

具体的施策 5－4 開かれた学校園づくりの推進

〈これまでの主な取組〉

- ・学校園の情報提供の推進を図るため、オープンスクール等における教育活動の公開、学校だよりやホームページによるタイムリーな情報公開を図りました。
- ・学校関係者評価を行うなどの効果的な学校評価システムの構築と、評価結果の公表による開かれた学校園づくりを推進しました。
- ・コミュニティ・スクールの一部導入により、学校と地域が一体となって子どもを育む取組を推進しました。

〈取組の成果〉

- ・学校園からの積極的な情報公開により、保護者や地域住民が学校園の取組状況や子どもたちの様子についての情報を得ることで安心感が生まれるとともに、家庭や地域との共通理解が進みました。
- ・全ての学校で学校関係者評価を実施し、児童生徒及び保護者のアンケートを活用した学校自己評価を点検する仕組みが整備されました。
- ・コミュニティ・スクールの取組については、学校と地域住民が顔を合わせて学校の課題や必要な支援について定期的に意見交換する場ができ、地域住民が学校を支援する活動が円滑に進みました。

〈取組の課題〉

- ・学校関係者評価の充実を図るため、町統一の評価シートの活用や学校関係者評価委員に対する研修の実施等、学校評価が今後の学校運営に反映される仕組みづくりが求め

られます。

- ・地域住民が学校運営に参画し、地域とともにある学校づくりをさらに進めるため、コミュニティ・スクールの拡充についての検討が必要です。

基本施策Ⅲ 生涯学習の推進

(6)生涯学習の推進

具体的施策 6－1 生涯学習の充実

〈これまでの主な取組〉

- ・生涯学習への理解を深めることを目的として、たかテレビ、広報たか、ホームページなどを通じて、広報・啓発を進めました。
- ・生涯学習推進協議会、生涯学習推進本部等で生涯学習の活性化を図り、新たな学習プログラムの提供に努めました。
- ・「第1次多可町生涯学習推進基本計画（平成22年～令和元年度）」の取組の検証・評価を行い、今後の10年間の生涯学習を推進するための「第2次多可町生涯学習推進基本計画（令和2年～令和11年度）」を策定しました。
- ・多様化した学びのニーズや、現代的、社会的課題に応じた学びの機会や場の提供に努めるとともに、学習活動を通じて得た知識等を地域にいかせる交流の場や機会づくりを進めました。
- ・人材バンクへの登録を促し、人材育成のためにリーダー養成講座を実施しました。
- ・学習の拠点として、コミュニティプラザ、図書館、文化会館などの学習関連施設において学ぶ機会の充実を図りました。
- ・図書館では加美・八千代図書室と相互に連携し、本や資料の閲覧・貸出サービスの充実、調査・研究支援（レファレンスサービス）の充実、郷土資料・行政資料等の収集・提供の充実を図りました。
- ・多可町の歴史を体感し、ふるさとへの愛着を醸成できるように、多可町歴史探検ツアーや地域・学校園への出前講座などを実施しました。

〈取組の成果〉

- ・様々な情報発信機能を活用した取組により、生涯学習への関心度が高まりつつあります。
- ・既存の学習プログラム等の見直しや、学習ニーズの把握・現代的な課題等へのプログラムづくりを通して、学習への広がりが見られます。
- ・各学校園へ出向いて行う郷土学習、教職員向けの郷土学習研修などを行い学校園との連携を図ることができました。

〈取組の課題〉

- ・生涯学習に関する問い合わせや相談業務に対応するため、生涯学習コーディネーターの育成が求められます。

- ・急激な社会や地域の変化（「人口減少」「団塊世代の後期高齢者急増問題」「格差社会」「地域共生社会」）の中で、人づくり、まちづくり活動の核となる次代を担うリーダーの育成が必要です。
- ・住民の積極的な参画と協働を進め、住民主体の学習プログラムの企画や運営を推進することが求められます。
- ・学習関連施設の連携を深めるとともに、生涯学習推進の拠点となる（仮称）生涯学習センターの整備が必要です。
- ・主体的な学びへの支援に必要な図書や資料、情報を収集・整理し、その学習機会と学習場所が保障できる図書館としての機能が必要です。
- ・多可町の歴史や文化を学べるプログラムをさらに検討するとともに、郷土学習において、那珂ふれあい館の活性化が図られるようにより一層の周知・啓発が求められます。

具体的施策 6－2 生涯スポーツの充実

〈これまでの主な取組〉

- ・魅力あるスポーツプログラムを提供し、ライフステージ毎・対象者毎のスポーツの充実を図りました。
- ・「多可町スポーツD A Y事業」の中で、「とにかくスポーツをやってみよう運動」を開催しました。
- ・町民のスポーツ活動がさらに充実するよう、町民みんなで支え合う参画と協働の組織体制づくりに取り組みました。
- ・町民の生涯にわたる健全なスポーツ実施及び健康の保持増進を図る基本的な取組を示した「第2次多可町生涯スポーツ振興基本計画（令和元年～令和10年度）」を策定しました。

〈取組の成果〉

- ・「多可町スポーツD A Y事業」への参加ポイント制の導入により、町民の健康意識や参加意識の向上につながりました。
- ・小学生を対象とする多種多様なスポーツを統括する「多可町ジュニアスポーツ協会」において、メンバー募集、指導者・保護者の研修等について合同で実施する体制ができました。

〈取組の課題〉

- ・「とにかくスポーツをやってみよう運動」を継続するため、S N Sをうまく活用して、さらにスポーツへの関心が高まるようにしていくことが重要です。
- ・スポーツを「ささえる」人材の育成と「持続可能な」組織の強化が課題として考えられ、様々な組織・団体をまとめる人材の育成を視野に入れて、マネージャー育成を進めていくことが求められます。
- ・住民のだれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめることを念頭に、体育・スポーツ施設や学校体育施設の適切な維持管理と、効果的な活用が求められます。

具体的施策 6－3 文化の香るまちづくりの推進

〈これまでの主な取組〉

- ・文化連盟などの関係団体を核とした文化振興活動を展開し、文化祭等を開催し、町民や文化団体に活動や発表の場を提供しました。
- ・多可町文化会館運営評議員会で自主事業について協議検討し、企画から事業のプロモートまで行い、質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供しました。
- ・杉原紙の歴史的・技術的な系譜や変遷を調査研究し、杉原紙シンポジウムの開催、調査報告書の刊行を行いました。
- ・子どもや若者が文化芸術に触れる機会をつくるとともに、文化芸術の担い手や鑑賞者を育成しました。

〈取組の成果〉

- ・文化会館が文化連盟や文化会館運営評議員会を中心に地域づくり人づくりの拠点となるよう住民主体で運営し、文化振興への理解を深めることができました。
- ・杉原紙の調査研究の成果により、地域、日本文化に大きな影響を与えた歴史的、文化的意義を啓発し、郷土の誇りの醸成につながりました。

〈取組の課題〉

- ・文化に対する町民の理解をより深めるため、感動体験ができるような事業を増やすことを通して、文化会館の来場者数増加につなげていくことが重要です。
- ・文化会館の安全性と利便性を高めるとともに、老朽化していく建物・設備・備品等を計画的に更新していく必要があります。
- ・杉原紙について、町内外を問わず、さらなる情報発信を行い、啓発活動に取り組んでいく必要があります。
- ・文化振興団体の自主活動やボランティア活動を支援することで、文化を通じたまちづくりのリーダーとして幅広く活躍できる人材の育成が求められます。

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

(7) 人権尊重のまちづくり

具体的施策 7－1 人権尊重のまちづくりの推進

〈これまでの主な取組〉

- ・互いの人権を尊重し、差別のないみんなが住みやすい社会の実現をめざし、「多可町部落差別の解消の推進に関する条例」を令和元(2019)年度に制定しました。
- ・隣保館講座、講演会、研修会、住民学習会などを開催し、広報・啓発活動を実施しました。
- ・子どもの人権に関しては、「多可町子ども憲章」制定を受け、児童虐待など子どもの人権を考える環境づくりを行いました。

- ・多様な組織が連携協力できる環境づくりのため、人権啓発団体を支援しました。

〈取組の成果〉

- ・住民学習会等の実施により、人権意識は高まりつつあります。
- ・人権啓発協議会を中心に、関係機関との連携による人権擁護の対応強化が図されました。
- ・隣保館講座等の機会を通じて、交流活動の充実が図されました。

〈取組の課題〉

- ・時代の変化に伴い、インターネットやSNSなどを使った差別や誹謗中傷など新たな問題に対応した教育・啓発が必要です。
- ・今後の住民学習会のあり方や新たな学習方法などを検討することが求められます。
- ・女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など、あらゆる人権問題についての啓発が必要です。
- ・家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場において、人権学習を推進することが必要です。

具体的施策 7－2 男女共同参画社会の推進

〈これまでの主な取組〉

- ・各種団体選出委員で構成する「多可町男女共同参画推進委員会」により、男女共同参画社会の実現に向けた、意識づくりと啓発活動を進めました。
- ・働き方セミナーや講演会、高校生を対象としたデートDV防止授業を実施しました。
- ・住民すべてが豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざし、「第2次多可町男女共同参画計画（平成30年～令和9年度）」を策定しました。

〈取組の成果〉

- ・各種審議会等への女性委員の登用推進を図った結果、登用率が向上しました。

〈取組の課題〉

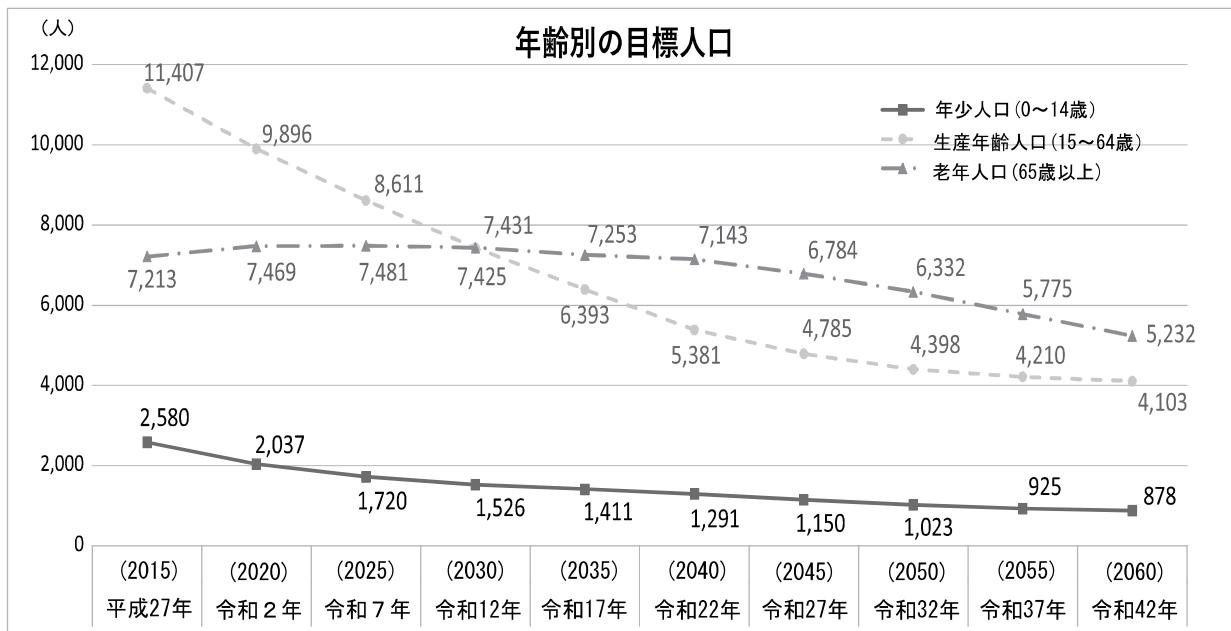
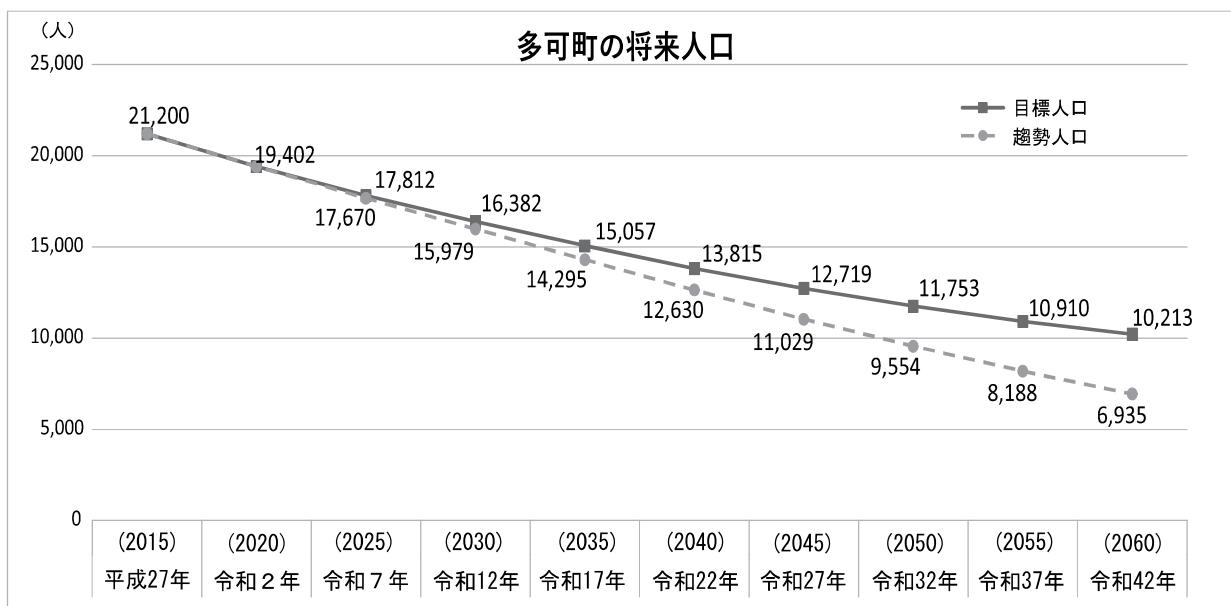
- ・依然として社会的性別（ジェンダー）の意識は強いため、固定的な役割分担意識を是正していくことが必要です。
- ・あらゆる暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶に向けた啓発・教育の推進が必要です。
- ・男女共同参画の具体的な施策や事業を推進できるリーダーの確保・養成が必要です。
- ・集落などの地域団体と連携し、意思決定の場における男女共同参画の推進が求められます。

第3章 社会情勢と教育環境の変化

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成20(2008)年をピークとして減少に転じており、人口減少社会が到来しています。人口減少社会の中で、社会の活力を維持し、発展させていくには、個人の持てる力を最大限に伸ばし、發揮していくことが求められています。また、少子高齢化や都市化の進行に伴って、核家族世帯の増加や子どものいる世帯の割合の低下が進んでおり、教育への影響として学校規模の縮小や学校の統廃合、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。

多可町においても、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や家庭における教育、子育ての支援、地域と連携した教育づくりが課題となっています。

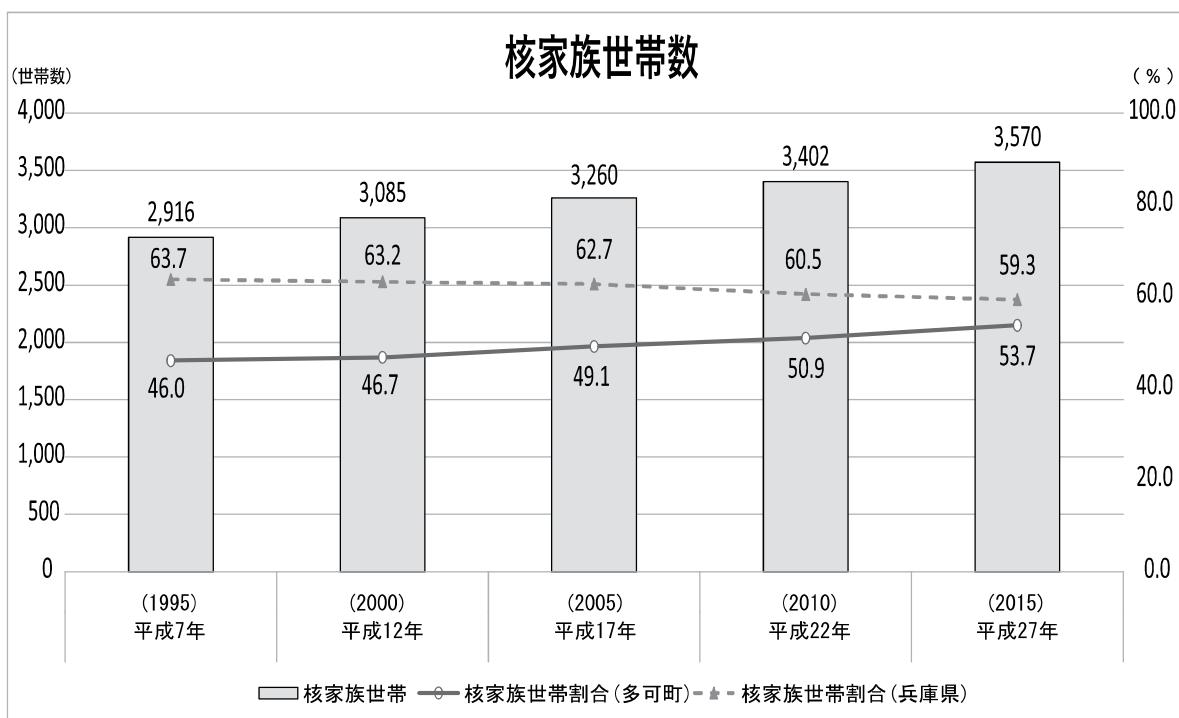


2 生活の変化

一世帯あたりの世帯人員が減少しており、家族の小規模化、核家族化が進行しています。また、家庭の抱える課題も複雑化、多様化しています。このような地域社会の変化に伴い、困難を抱えた家庭などが地域で孤立し、子育てについて身近に相談できる相手が少なくなるなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

さらに、子どもを取り巻く状況の変化により、子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験したりして感性を豊かにする機会が減少しています。地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されています。

このような状況の中で、「家庭教育が全ての教育の出発点である」ことを踏まえ、地域全体で親子の育ちを支えていくことが必要です。



3 人生100年時代^{※1}の到来

医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上等により、年々平均寿命が伸びており、人生100年時代の到来が予測されています。

多可町の平均寿命は、平成17(2005)年に男性78.9歳、女性85.3歳から平成27(2015)年には、男性81.3歳、女性87.3歳となり長寿化が進んでいます。

今後、生涯に複数の仕事を持つことや、引退した後もボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられます。

このような状況の中、変化し続ける社会に対応していくためには、生涯にわたって学び続けることが必要です。そして町民一人一人が自分の人生を充実したものにするため

には、自ら学習しようとする意欲の高揚を図るとともに、生涯学習の意義・役割等の啓発、学びの機会や成果をいかすなどの環境整備、またそれらを推進する体制を整備し、生涯にわたって活躍できる社会を実現することが必要です。

※1 「人生100年時代」：英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した概念です。ある海外の研究では、平成19(2007)年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えてます。100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要です。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

4 グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通網の整備等により、人間の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速しています。その中にあってアジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しています。一方で、世界のGDPに占める日本の割合は、平成7(1995)年の17.6%をピークに低下し、平成27(2015)年には5.9%となっています。今まま推移した場合は令和12(2030)年には、4.4%程度になると予想されています。

多可町の在住外国人は、平成28(2016)年の175人から令和2(2020)年には313人と5年間で約78.9%も増加しています。

世界の国々の相互影響と依存の割合は急速に高まっており、貧困、紛争、人権問題、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、そのような課題の解決をめざす、「持続可能な開発目標（SDGs^{※2}）」が、あらゆる主体の共通の目標として注目されており、日本においても課題の解決に向けた積極的な取組が求められています。

こうした中、持続可能な社会の担い手を育成するため、伝統や文化への理解を深めるとともに、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、ともに生きる心を育成することが必要です。また、子どもたちには、国際社会で主体的に活動するために、チャレンジ精神、創造性、コミュニケーション能力等、グローバル社会を生き抜くための力を身につけさせが必要です。

※2 「SDGs」：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略です。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17ゴール（例：貧困をなくそう、飢餓をゼロに）と169のターゲットから構成されています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものです。SDGsと第2次多可町教育ビジョンとの関連については51ページからの参考資料に添付しています。

5 ICTによる技術革新の進展

IoT、ビッグデータ、AIをはじめとする第4次産業革命^{※3}が一層進展し、令和12(2030)年頃には社会のあり方そのものが劇的に変化する超スマート社会^{※4}(Society5.0^{※5})の到来が予測されています。技術革新の進展により、今後、日本の労働人口の相当な割合がAIやロボット等に代替できるようになる一方で、新たな仕事が創出されることが考えられます。また、それに伴って、雇用の形態が変化し、労働市場の流動化が一層進展することも予想されています。

また、ICTによる学習の支援や遠隔授業等による新たな教育環境の整備が可能になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。

こうした中、高度に情報化していく社会に主体的に対応するため、ICT等の新しい技術を活用した教育の環境整備を推進し、情報活用能力を育成することが必要です。ICTの効果的な活用を通して、論理的思考力、創造性及び問題解決能力などを育むとともに、SNSに頼らない人間関係づくり、自他を大切にする自己肯定感や思いやり、困難に立ち向かう力などを育成することが重要です。

※3 「第4次産業革命」：18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、次のようないくつかのコアとなる技術革新を指します。①IoT及びビッグデータ（工場の機械の稼働状況から、交通、気象、個人の健康状況まで様々な情報がデータ化され、それらをネットワークでつなげてまとめ、これを解析/利用することで、新たな付加価値が生まれています。）②AI（人がコンピュータに対してあらかじめ分析上注目すべき要素を全て与えなくとも、コンピュータ自らが学習し、一定の判断を行うことが可能になっています。）

※4 「超スマート社会」：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会のことです。

※5 「Society5.0」：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことです。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

6 教育の機会均等

子どもの貧困率は、平成24(2012)年の16.3%をピークから平成30(2018)年の13.5%と改善傾向にあるといわれていますが、依然7.4人に1人は厳しい環境の中にあることを示しています。

本町における就学援助の認定状況を見ますと、小学校では、平成22(2010)年の9.3%から令和元(2019)年には13.2%に、中学校では、平成22(2010)年の11.3%から令和元(2019)年の12.2%にそれぞれ増加しており、一人親世帯の増加等の社会状況に応じた対応がなされています。新型コロナウイルス感染症に関連してICTを活用した家庭学習も求められる中、すべての家庭においてネット環境を整備し、学習保障が保たれる必要もあります。

障害者差別解消法^{*6}の施行等を踏まえ、障がいのある子どもが、合理的な配慮の提供を受けつつ、それぞれの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるよう、教育内容や方法、支援体制、施設・設備の充実が求められています。

また、多可町の不登校者数は平成24(2012)年度が23人で、平成27(2015)年度27人、平成30(2018)年度31人、令和元(2019)年度43人と増加傾向にあり、不登校児童生徒に対する教育機会の充実を図ることが求められています。

こうした中、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システム^{*7}の構築、不登校児童生徒への学習環境の整備等、様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供することが必要です。

※6 「障害者差別解消法」：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25(2013)年6月に制定されました。

※7 「インクルーシブ教育システム」：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みです。

7 災害への対応

近年、東日本大震災をはじめとする各地での震災や集中豪雨による風水害など、大規模な災害が多発しています。また、今後30年以内に南海トラフ地震^{*8}（M8～9クラス）が発生する確率は70～80%程度とされており、発生時には県内で最大29,100人程度の死者が出る被害が想定されています。

こうした中、多可町では、風水害や大地震などの災害による被害の防止、軽減のため、災害対策拠点の防災設備を最大限活用できるよう、防災体制の整備を進めています。また、地域の防災力のさらなる向上を図るため、消防団の機能強化、北はりま消防本部との連携強化、地域住民参画による自主防災組織の活動支援などを推進しています。町民一人一人が「わがこと意識」をもち、自助・共助を実践することが求められています。

※8 「南海トラフ地震」：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフ沿いのプレート境界で発生する地震のことです。

8 働き方改革

働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする機運が高まり、学校においても、教職員の業務が多岐多様にわたり、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。

多可町においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、適切なワーク・ライフ・バランス^{※9}に基づき、教職員が心身ともに、健康で充実した生活が送れるよう学校、教育委員会等が連携して働き方改革を推進します。そして、この働き方改革により、教職員自らが人間性や創造性を高め、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど教育の質の向上を図ることが重要です。

※9 「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と家庭の両立、それらのバランスという意味で用いられる言葉です。欧米の企業で先進的に取り入れられた考え方で、仕事一辺倒ではなく、家庭や趣味、スキルアップの時間にも重点をおくことで、中長期的に仕事の生産性が向上するという考え方です。

第4章 多可町教育のめざすべき姿

1 基本理念

「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」

子どもの元気な声は地域全体を元気にします。同様に、住民の皆さん生涯にわたって、ともに学び、つながることで地域は活気づきます。さらに、充実した暮らしを送る大人の姿を見て、子どもは豊かな心を育み、ふるさとに愛着をもつようになるという好循環が生まれます。

人口減少と少子高齢化が進む中でも、子育て支援の充実やあらゆる世代の豊かな生活を支援することにより、子どもから高齢者まで、元気に笑顔で暮らせるまちをめざします。

そして、基本理念を「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進するため、つぎの基本施策を実施します。

学校園教育の重点目標

「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、
こころ豊かな子どもの育成」

基本施策Ⅰ 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実

－学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり－

基本施策Ⅱ 学校教育の充実

－子どもたちに生きる力と豊かな心を育む学校づくり－

生涯学習の重点目標

「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」

基本施策Ⅲ 生涯学習の推進

－生涯を通して学び、つながる、元気と生きがいを育む生涯学習のまちづくり－

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

－差別や偏見を許さない心を育て、
個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくり－

2 重点目標

◇ 学校園教育の重点目標

「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、
こころ豊かな子どもの育成」

基本施策 I 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実

学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり

(具体的施策)

- I - 1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実
- I - 2 学童保育・児童館事業等の充実
- I - 3 子育て支援の充実
- I - 4 安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援

子ども像（就学前）

○豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども

幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性を涵養するなど、人間としてより良く生きるために基礎を培う大切な時期です。本町の豊かな自然をいかした取組を継続し、豊かな心をもち、自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子どもの育成をめざします。

基本施策Ⅱ 学校教育の充実

子どもたちに生きる力と豊かな心を育む学校づくり

(具体的施策)

- II-1 確かな学力の育成
- II-2 豊かな心の育成
- II-3 健やかな体の育成
- II-4 特別支援教育の推進
- II-5 体験教育の推進
- II-6 教職員の資質と指導力の向上
- II-7 学校の組織力の強化
- II-8 修学環境の整備・充実
- II-9 少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究
- II-10 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

子ども像（就学後）

○ふるさと多可町を愛する子ども

これからの中の社会は、今以上にグローバル化が進み、予測困難な変化の激しい社会になると予想されます。こうした社会をたくましく生き抜くためには、言語や文化が異なる多様な人々とかかわり、コミュニケーションを取りながらともに生きていくことが必要になります。

少子高齢化が進む中、本町の将来を担う子どもたちには、本町の豊かな自然、温かい人情、良き伝統を守るとともに、自分を大切に、人を大切に、そしてふるさと多可町を愛し、誇りに思う気持ちを育みます。

○夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども

大きく変化を続けるこの時代において、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて価値観や行動を生み出すこと、常に夢をもち、自己実現に向けてたくましく生きていく力が求められます。

その源となるのが、自ら進んで知識や技能を習得し、それをいかして行動する力(知)、周りの人々と協調し、規範意識をもって生活できる力(徳)、心身の健康に留意し、スポーツや体力づくりを通して健やかに生活する力(体)です。これらを身につけようと努力する子どもの育成をめざします。

◇ 生涯学習の重点目標

「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」

基本施策Ⅲ 生涯学習の推進

生涯を通して学び、つながる、元気と生きがいを育む生涯学習のまちづくり

(具体的施策)

III-1 生涯学習の充実

III-2 生涯スポーツの充実

III-3 文化の香るまちづくりの推進

- ・「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動やボランティア活動などに参加でき、互いの活動を尊重し合いながら、気軽に交流を深められる生涯学習の環境づくりを進めるとともに、学習活動を通じて得た知識、交流の広がりをいきいきとした活気のある住みたいまちづくり・地域づくりにいかせる生涯学習を進めます。
- ・「スポーツを通じた多可の健康づくり、仲間づくり、まちづくり」を実現するため、すべての町民が生涯を通じてスポーツに関わっていくことができる、元気で健康な社会の実現をめざします。
- ・多可町の特色ある地場産品や杉原紙などの歴史文化の発信を続けるとともに、こころ豊かな文化活動を推進し、誇りのもてるまちをめざします。
- ・文化会館においては、自主公演事業の充実を図るとともに、町民が直接文化に触れる機会を提供し、こころ豊かなひとづくり、まちづくりを進めます。

基本施策Ⅳ 豊かな人権文化の創造

差別や偏見を許さない心を育て、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくり

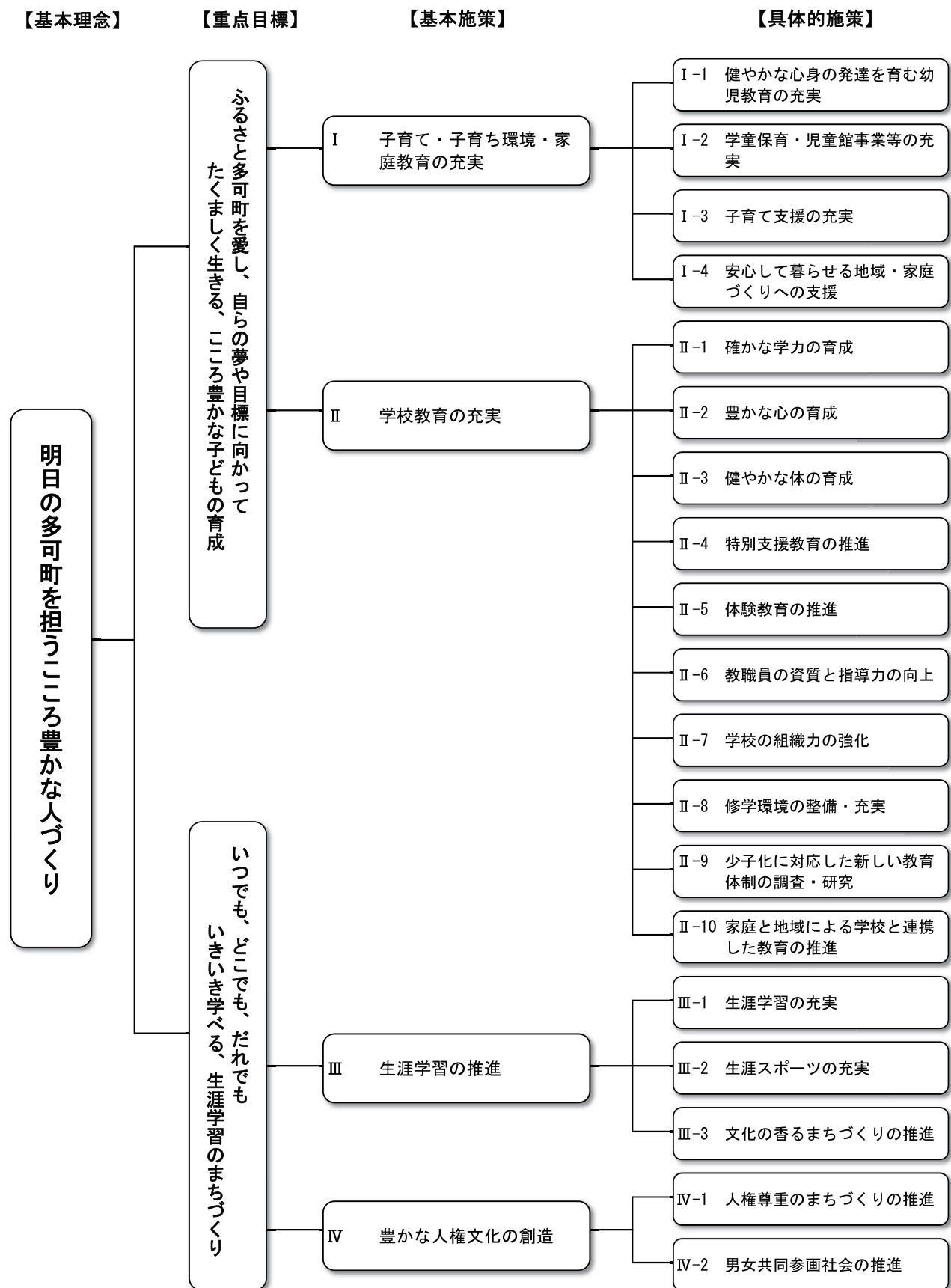
(具体的施策)

IV-1 人権尊重のまちづくりの推進

IV-2 男女共同参画社会の推進

- ・あらゆる人権問題における差別や偏見をなくすため、一人一人が互いの違いを認め合い、尊重し合うことができる思いやりにあふれた人権尊重のまちをつくります。
- ・家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場所において男女の人権が平等に尊重され、公平に実現されることにより、ともに参画するまちの実現をめざします。

3 多可町教育ビジョン体系図



4 施策の基本的な方向

基本施策 I 子育て・子育ち環境・家庭教育の充実

－学校園、家庭、地域社会が協働して子どもを育てる環境づくり－

幼児期の教育等の充実

少子化に対応し、地域の特性をいかし健やかな心身の発達を育む幼児教育を進めます。また、安全で安心な豊かな体験の場づくりをめざして、学童保育・児童館事業等の取組を進めます。

I - 1 健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実

<今後の方向と目標>

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、認定こども園等と関係機関が連携し、幼児一人一人の発達段階や特性に応じた教育・保育の一層の充実を図ります。

<施策の取組>

○めざす子ども像の周知・徹底

- ・「多可町教育・保育共通カリキュラム（令和元（2019）年度）」をもとに教育・保育観の共通理解を深め、幼児教育の充実に向けた取組を支援します。

○基本的生活習慣の確立

- ・家庭と協力し、「あいさつ」、「早ね 早起き 朝ごはん」運動などを通して、幼児教育の充実に向けた取組を支援します。

○心の教育の推進

- ・人権教育推進の観点から、遊びや体験を通して、友だちを大切にする心を育てるとともに、きまりを守る必要性に気づくことにより、道徳性や規範意識の育成を図ります。

○幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- ・子どもたちの発達段階の特徴や校園種による学びの違い等について、保育・授業の公開や合同研修を通して理解を深め、教職員の意識の向上を図ります。

○町内認定こども園・保育所等の連携及び関係機関の連携

- ・就学前教育・保育に関わる、町内認定こども園・保育所等の施設間の連携や子育てふれあいセンターなどの関係機関との連携を推進します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
幼小合同研修実施回数	5回	10回

I - 2 学童保育・児童館事業等の充実

<今後の方向と目標>

子どもの放課後における居場所としての学童保育は、成長期にある子どもたちに安全で安心な環境を保障することが望れます。このため、指導員の資質向上を図り、遊びの環境づくり等保育の向上に努めます。また、児童館等では健全な遊びにより、こころ豊かでたくましい子どもの育成に取り組みます。

<施策の取組>

○放課後対策の推進

- 放課後の安全で健やかな活動場所を確保し、心身の健全な発達を図ります。

○健全な遊び場の提供

- 児童の健康増進と情操を豊かにするために、児童館で「わくわく体験教室」などを実施します。
また、長期休業中に児童の体験活動の場を提供します。

○研修の充実

- 児童の健康管理や安全確保等について、指導員の資質向上を図り、遊びの環境づくり等保育の質を高めるために、指導員の研修を実施します。

○児童福祉施設の環境整備、長寿命化対策の推進

- 児童等が安全・安心・快適に過ごせる児童福祉施設の環境整備に取り組みます。また、施設の長寿命化計画に基づき、計画的な施設改修工事を実施します。

○学童保育と小学校との連携

- 児童が安心して過ごすことができるよう、学童保育と小学校が情報共有を積極的に行い、連携の強化を図ります。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
希望者に対する学童保育の受入率	96%	100%
児童館利用者数	3,664人	4,000人

家庭・地域の教育力の向上

家庭は、しつけにより基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成する教育の出発点です。今後、地域・家庭で子育てができる環境づくりを通して、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

I - 3 子育て支援の充実

<今後の方向と目標>

子育てに必要な各種情報の提供及び共有に努め、必要に応じて親学習等の研修の場や親同士が集い、語り合うことのできる場を設定します。

また、ファミリー・サポート・センターの運営や在宅等育児手当の支給により、子育て支援の充実を図ります。

<施策の取組>

○子育て情報の共有化

- ・学校の現状や教育のあり方について、「多可子どもタイムズ」等を通じて、情報の共有化を図ります。

○保護者の交流の場や研修の場の設置

- ・子育てふれあいセンターを中心とした交流の場づくりを進めます。また、必要に応じて親学習など研修の場を設けます。

○多様化する子育てニーズへの対応

- ・ファミリー・サポート・センターを活用し、多様化する子育てニーズに対応できるように取り組んでいくとともに、制度の周知を徹底し、依頼者や支援者の拡大を図ります。

○在宅等での育児支援

- ・在宅等で育児されている保護者等に対して、在宅等育児手当を支給することにより、経済的負担を軽減するとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
子育てふれあいセンター事業 参加者数	6,523人	7,000人

<今後の方向と目標>

地域の指導者や関係団体等との連携を強化し、世代間交流と地域・家庭の教育力の向上を図り、子どもたちがのびのびと安心して暮らせる地域・家庭づくりを支援します。

<施策の取組> —————

○児童虐待防止等の推進

- ・児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを関係機関等に配布し、虐待の発生予防及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。
- ・個別ケース検討会議等を実施し、関係機関と連携を強化しながら、子どもの健全な養育を支援します。

○学校やPTAと連携した家庭の教育力の向上

- ・家庭の教育力の低下が懸念される中、地域ぐるみで家庭教育を支援する仕組みづくりを進めます。「家庭の日」^{※10}を啓発し、パソコン、スマートフォン等のIT機器の適正な使い方（SNS・ゲーム等）を周知するとともに、「夜9時以降SNSやりません運動（小学生夜9時、中学生夜10時）」の推進、「家庭教育支援冊子」の継続配布などの取組を行います。

○世代間交流の推進

- ・児童館や子育てふれあいセンター、認定こども園等において、地域の高齢者や子育て中の男性、中・高生など、世代間交流を実施します。

○地域の教育力の向上

- ・学校園・家庭・地域が連携して行うPTCA活動を支援しながら、地域の子どもの安全を確保します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
「家庭の日」応援企画事業参加者数	233人	300人

※10 「家庭の日」：多可町では毎月第三日曜日を「家庭の日」とし、家族や地域の大切さなどについての理解促進を図っています。

子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり

子どもたちが自立心をもち、自らの夢や目標に向かって、自己の可能性を切り拓いていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図りながら「生きる力」を育む学校をつくります。また、子どもたちが喜んで通う、いじめを許さない、不登校を生まない取組を推進します。

II - 1 確かな学力の育成

＜今後の方向と目標＞

予測が難しい社会において自立して活動していくためには、「確かな学力」を身につけさせることが重要です。そこで子どもたちに、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度・人間性等を育成します。

＜施策の取組＞

○魅力ある授業づくりの推進

- ・「第2期多可町学力向上3か年計画（令和3年～令和5年度）」に基づき、各学校で学力向上プランを策定し、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて組織的に取り組みます。
- ・学校経験が豊富な有識者を「多可町学力向上推進アドバイザー」として任命し、全国学力・学習状況調査や全国規模（町独自）の学力テストの結果分析によって、指導改善や継続的な検証サイクルの確立に取り組みます。
- ・授業を公開する機会を設けるために各校での自主的な校内研究を支援します。

○国際理解を深める教育の推進

- ・グローバル化が進展する社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、言語や文化が異なる人々と交流する機会を充実させます。

○子どもの実態に応じた学習指導の充実

- ・学級分割による少人数授業、同室複数指導、個別指導等の学習形態を工夫します。
- ・スクールアシスタント等を配置するとともに、学習タイムの活用、個別・別室での補充指導、多可町がんばりタイム等の補充学習を実施します。
- ・小学校に「学習支援員」を配置し、抽象的・論理的思考が必要な学習が増える小学3年生の指導体制の充実を図ります。

○言語活動の充実

- ・学習活動の基盤である言語を通した活動を充実することにより「思考力・判断力・表現力等」の効果的な育成を図ります。
- ・「第3次多可町子ども読書活動推進計画（令和3年～令和7年度）」に基づき、読書活動を充実させるとともに、家庭や関係機関と連携して読書習慣の形成を図ります。

○情報活用能力の育成

- ・各教科・科目等の年間指導計画に、ＩＣＴの活用、情報モラルに関する指導を位置づけ、体系的に情報活用能力を育成します。
- ・「多可町プログラミング教育全体計画（令和2（2020）年度）」に基づき、小学校段階におけるプログラミング的思考^{※11}を育成します。

○授業におけるＩＣＴの効果的な活用の推進

- ・1人1台端末^{※12}の積極的な活用により、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業づくりに努めます。
- ・教職員のＩＣＴ活用指導力及び情報モラル指導力の向上を図るため、計画的で実践的な校内研修を実施します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
授業内容（国語・算数・数学）がよく分かると感じている児童生徒の割合（小6・中3）	小学校（国82、算83）% 全 国（国83、算84）% 中学校（国74、数76）% 全 国（国78、数74）%	小学校（国85、算85）% 中学校（国78、数76）%
全国学力・学習状況調査における 全国比100以上	小学校（国94、算93） 中学校（国90、数98）	小学校（国100、算100） 中学校（国100、数100）

※11 「プログラミング的思考」：自分が意図する活動を表現するため、一つ一つの動きに対応した記号の組合せやその改善についてを論理的に考える力のことです。

※12 「1人1台端末」：国の推進するGIGAスクール構想により、高速大容量ネットワークと一体的に整備された児童生徒用情報端末です。

II - 2 豊かな心の育成

＜今後の方向と目標＞

子どもたちに豊かな心を養うため、全ての教育活動を通じて、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやりを育み、いのちの尊さを実感させる取組を推進します。

＜施策の取組＞

○発達段階に応じた道徳教育や人権教育の推進

- ・道徳教育については、重点目標を明確にして全体計画を作成し、道徳科を要とし、あらゆる教育活動において、豊かな道徳性を育む取組を進めます。
- ・人権教育については、家庭や地域との連携のもと、長期的・計画的・継続的に推進します。学校では、「人権教育コアカリキュラム（平成30（2018）年度）」に基づき、発達段階に応じて個別的な人権課題を年間指導計画に位置づけ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して取り組みます。

○「命の大切さ」を実感させる教育の推進

- ・毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、各学校で子どもが命の尊さと人権について考える機会を設けます。
- ・子育てふれあいセンター等と連携し、「赤ちゃん先生」や「命の授業」等、乳幼児や親、妊婦とのふれあい体験を通して親の思いに気づき、自他の命の尊さを実感する学習を推進します。
- ・防災教育副読本「明日に生きる」等を活用して、自然災害から自らの命を守るために必要な能力や態度を身につけさせるとともに、共生の精神や命の大切さ、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育を推進します。

○児童生徒理解に基づく生徒指導の充実

- ・臨床心理士やスクールソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、共感的な児童生徒理解に努め、心が通い合う学級づくり・集団づくりの取組を推進します。
- ・児童生徒が日常生活におけるストレスや心身への影響についてセルフチェックするとともに、ストレス対処方法や援助希求的態度など、子どもたちの自立心を育むソーシャルスキルを学ぶ多可町の共通カリキュラムを策定し、「心の健康教育」を推進します。

○ふるさと教育の推進

- ・ふるさと教育副読本「わたしたちのふるさと多可町」や「杉原紙の歴史」、「ふるさと教育指導書」などを活用し、多可町の自然や産業、伝統、歴史、文化等について学習する「ふるさと教育」を推進します。
- ・「多可町ふるさと検定」や郷土の先輩に学ぶ「こども未来塾」を実施し、ふるさと多可町を愛する心情を育むとともに、ふるさと意識の醸成を図っていきます。

○地域の伝統をいかした体験活動の推進

- ・ふるさと多可町を愛するこころを育むため、杉原紙、播州歌舞伎、敬老の日発祥のまちなど、地域の伝統や特性をいかした独自の体験活動を行い、特色ある学校園づくりを進めます。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
自分にはよいところがあると思う 児童生徒の割合	小学校84%（全国81%） 中学校76%（全国74%）	小学校85% 中学校77%

II - 3 健やかな体の育成

<今後の方向と目標>

子どもたちが生涯を通じて、健康で安全な生活を送るために、体力の向上や食育の推進、心身の健康の保持・増進に関する取組を推進します。

また、中学校の部活動については、部活動指導員等を積極的に活用し、魅力ある充実した活動になるように取り組みます。

<施策の取組>

○体力・運動能力の向上

- ・運動やスポーツに対する興味関心を高め、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感できるような指導に取り組みます。
- ・業間や学校行事等、教育活動全体を通して、体育・スポーツ活動を継続的に取り入れ、運動習慣の定着に努めます。
- ・「新体力テスト」を実施し、各学校の体力や運動能力の現状を把握し、課題を明らかにすることにより、外遊びの奨励や体育の授業改善等、各学校の取組の充実を図ります。

○中学校部活動の指導体制の充実

- ・「多可町中学校部活動ガイドライン（平成30（2018）年度）」に基づき、部活動の練習時間や休養日の設定等の適正化を進めるとともに、部活動指導員等を積極的に活用することで中学校部活動の指導体制の充実を図ります。

○食育指導の充実

- ・学校での食育指導を通して、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせます。
- ・学校給食における「多可町っ子いきいき献立」の提供等、地元食材の魅力を子どもたちに伝える取組を推進します。

指標（めざそうじ）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
食育指導の実施率	100%	100%
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校84%（全国87%） 中学校88%（全国82%）	小学校87% 中学校88%
新体力テストで全国平均を上回る種目数	小学校（8種目／8種目） 中学校（4種目／8種目）	小学校（8種目／8種目） 中学校（6種目／8種目）

II - 4 特別支援教育の推進

<今後の方向と目標>

一人一人の子どもの特性や発達段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成します。

また、県立北はりま特別支援学校との連携や臨床心理士等による観察指導、特別支援教育コーディネーターを中心とした研修・情報交換の機会を充実し、全教職員の共通理解のもとに特別支援教育を推進します。

<施策の取組>

○校内支援体制の充実

- ・適切な指導・支援を行うため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援委員会を定期的に開催し、P D C A サイクル^{*13}による点検・評価や全教職員の共通理解を図ります。

○ニーズに応じた合理的配慮の提供

- ・一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、保護者との合意形成を図りながら合理的配慮を提供します。

○県立北はりま特別支援学校等との連携

- ・すべての児童生徒が自立し社会参加できるように県立北はりま特別支援学校等と連携し相談・支援体制の充実を図ります。

○就学前の子どもたちへの早期支援

- ・心理士巡回相談や5歳児発達健診等により、特別な支援を要する子どもを早期に発見し、理解を深めながら適切な対応を行います。

○サポートファイル事業の推進

- ・長期的視点による継続的な支援を行うため、サポートファイルの作成・活用を進めるとともに、保護者や臨床心理士、関係機関との連携による、一人一人のニーズに応える教育を推進します。

○特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実

- ・特別な支援を要する子どもに対しては、スクールアシスタントや生活補助員による支援を充実するとともに、学校生活支援教員による「通級指導」を実施するなど、安定した学校生活が送れるよう支援します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
県立特別支援学校の コーディネーター派遣回数	24人	30人

※13 「P D C A サイクル」：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することです。

II - 5 体験教育の推進

＜今後の方向と目標＞

命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養う兵庫型「体験活動」を発達段階に応じて推進するとともに、本町の豊かな自然環境、伝統や文化をいかした取組を体系的に進め、ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子どもの育成に取り組んでいきます。

＜施策の取組＞

○環境体験学習事業（小学3年生）の推進

- ・命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、様々な体験活動を通して、自然にふれあう体験型環境学習を行います。

○多可っ子芸術文化体験事業（小学4年生）の推進

- ・豊かな情操や感性を身につけ、多可町を愛する子どもたちを育成するため、多可町文化会館で生の芸術文化を体験する多可っ子芸術文化体験学習を行います。

○自然学校推進事業（小学5年生）の推進

- ・自ら課題を解決しようとする態度や問題解決能力などを育成するため、豊かな自然や人のふれあいを体験する自然学校を行います。

○青少年芸術体験事業（中学1年生）の推進

- ・豊かな情操や感性を身につけるため、県立芸術文化センターで本格的なオーケストラの演奏などの鑑賞会を行います。

○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業（中学2年生）の推進

- ・地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め「生きる力」を育むため、1週間、学校を離れ、地域の方々の指導によるキャリア教育^{※14}の視点に立った体験学習を行います。

○中学生ボランティアサークルの推進

- ・様々な人との関わりを通して、地域の一員としての自覚と自尊感情を高めるため、中学生に地域での活躍の場を設定し、ボランティア活動体験を行います。今後も事業の周知を図り、参加機会が増えるように努めます。

○教育交流事業の推進

- ・姉妹都市協定はじめ、各分野において多可町との友好関係が形成された市町村を中心に、交流を推進していきます。
- ・主体的、積極的に国際社会で活躍する意欲・態度を育成するため、1人1台端末等ICTを活用した国際教育交流の促進を検討します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
将来の夢や目標をもっている児童生徒（小6・中3）	小学校86%（全国84%） 中学校70%（全国71%）	小学校86% 中学校72%
トライやる・ウィークへの参加が自分の考え方や行動に影響した割合	71%	75%

※14 「キャリア教育」：キャリア（経験）をいかして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のことです。

教職員がチーム力を発揮する元気な学校づくり

子どもたちの多様な学びに対応するためには、教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進が求められます。また、いじめ、不登校等の課題解決に向けて、校長のリーダーシップのもと教職員がチーム力を発揮し、元気な学校づくりをめざして、組織力の向上を図ります。

II - 6 教職員の資質と指導力の向上

＜今後の方向と目標＞

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識・実践的指導力に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を生涯にわたって高めていく力を養成していきます。また、教職員の働き方改革を推進し、教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合う時間が確保できるように取り組みます。

＜施策の取組＞

○教職員の資質と指導力の向上

- ・学校現場での経験が豊富な有識者を「多可町学力向上推進アドバイザー」として各学校に派遣

し、指導改善や授業づくり等、校内研修を支援します。

- ・授業づくりや人権教育等、必要なテーマを設定し悉皆研修を実施します。また、経験5年目未満の小中学校教職員を対象とした若手教職員研修や、学校経営力を育成する学校経営研修講座等、教職員のキャリアステージに応じた体系的な研修を計画し、「教育のプロ」としての資質と指導力の向上を図ります。
- ・中堅教諭や主幹教諭を対象に学校マネジメントの意識を高め、学校組織力の強化に努めるとともに、学校経営研修講座等、女性活躍の観点から管理職のやりがいなどを伝える機会を確保します。
- ・県教育委員会のスーパーティーチャーや教科等指導員の活用を奨励するとともに、経験豊かな教職員OBを町のエキスパートティーチャーとして学校に派遣します。

○教職員の働き方改革の推進

- ・GPH50（県先進事例集）の取組を積極的に取り入れ、子どもと向き合う時間を確保するとともに、すべての教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活が送れるよう勤務時間の適正化に取り組みます。
- ・「統合型校務支援システム」の活用や「スクール・サポート・スタッフ」の配置などにより、教職員の負担軽減と業務改善を図ります。
- ・「定時退勤日（週1回）」と「ノーベル活デー（平日1日と週末1日の週2日の休業日）」の完全実施を徹底します。

○ハラスメントのない職場づくり

- ・相談体制や職員研修等を充実するなど、教職員のハラスメントのない風通しのよい職場づくりに取り組みます。

○教職員のメンタルヘルス対策の充実

- ・教職員の年1回のストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス対策の充実を図り、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる体制を整備します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
教職員の指導力向上を目的とした 校内研修の実施回数（各校平均）	22回	25回
学校経営研修講座における 女性登録人数の割合	35%	38%

<今後の方向と目標>

新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現や、いじめ、不登校等に適切に対応するため、管理職のリーダーシップのもと、多様な専門性をもつ外部人材の活用を図りながら、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立し、新しい時代の教育に向け学校指導体制の構築をめざします。

<施策の取組>

○多可っ子悩み相談事業の充実

- ・悩み相談窓口を常設し、いじめや不登校、友人関係や進路等に関する児童生徒や保護者の相談に応じます。また、生活環境が変わる学期はじめや長期休業前日などに、子どもたちに各種相談窓口の啓発を行います。

○いじめ防止対策の充実

- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、「多可町いじめ防止基本方針」及び各学校の「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、組織的に「いじめの未然防止、早期発見・早期対応」に取り組みます。
- ・「多可町いじめ防止対策改善基本計画（令和2（2020）年度）」に基づく各学校における取組の検証・改善を図るため、「多可町いじめ防止対策検証委員会」を継続的に開催します。

○組織で対応する体制づくりの強化

- ・各学校は、いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ対応チーム」を中心に迅速かつ組織的に対応します。また「学校生活相談シート」（いじめアンケート）や教育相談の実施等により、いじめの積極的認知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制を整備します。
- ・中学校に「不登校支援員（スクールラブ）」を継続して配置するとともに、適応教室等、子どもたちの居場所づくりの充実を図り、教育の機会を確保します。
- ・「多可町子育て・学校園サポートチーム」を組織し、学校園、家庭、関係機関等の連携による、生徒指導上の諸課題の早期解決に取り組みます。

○不登校対策の充実

- ・適応教室を充実させ、自立心や集団への適応力を高めていきます。また、兵庫教育大学の不登校支援ネットワークや県立但馬やまびこの郷等の関係機関との連携を深めます。
- ・小中学校間の円滑な接続をめざし、教職員間の連携や児童生徒の交流等を一層進めるとともに、義務教育9年間を見通した教育を推進し、教育の質の向上を図ります。

○教職員への支援

- ・学校アドバイザーを配置し、教職員の悩みなどの相談に対応し、関係機関との連携を図りながら、教職員をサポートします。

○学校評価の充実

- ・町統一の評価シートの活用や学校関係者評価委員に対する研修を行うなど、学校評価の充実・改善に取り組み、学校評価が学校運営に反映される効果的なシステムの構築に取り組みます。
- ・学校評議員等に学校運営の状況を説明するとともに、保護者や地域の人々の意見を学校運営に反映し、学校教育活動の充実に努めます。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
いじめ防止対策にかかる 外部評価の実施（年間）	2回	2回

地域から信頼される学校づくり

子どもたちが安心して学校生活が送れるようにより良い教育環境の充実を図ります。また、学校園の活動を広く地域に発信するとともに、学校と地域が一体となって子どもたちを支援できる体制づくりを強化します。

II - 8 修学環境の整備・充実

<今後の方向と目標>

子どもたちが安心して学校生活が送れるように、学校施設の長寿命化改修の推進等、安全で質の高い修学環境の整備を進めます。

学校給食センターについては、食物アレルギー対策、地場産食材の活用など安全で安心な学校給食を安定して提供します。

また、すべての子どもたちが家庭の経済事情に関わらず未来に希望をもち、自己実現ができるよう経済的支援に取り組みます。

<施策の取組> —————

○環境整備、長寿命化対策の推進

- ・児童生徒が安全・安心・快適に過ごせる学校施設の環境整備に取り組みます。また、施設の長寿命化計画に基づき、計画的な施設改修工事を実施します。
- ・指定避難所に指定された施設については、防災機能の充実を図ります。

○安全で安心な給食の提供と環境教育の推進

- ・地産地消を進め、食物アレルギーに対応した安全で安心な学校給食づくりに取り組みます。また、児童生徒が生ゴミ処理やチップボイラーの運用など環境への配慮と循環型社会の実践を学

びやすい施設運営を行い、環境の保全についての理解と関心が深められる環境教育に取り組みます。

○就学支援事業の推進

- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に就学支援のための取組を進めます。
- ・すべての家庭においてＩＣＴを活用した学習保障を行うため、支援が必要な家庭についてはオンライン学習通信費の給付にも取り組みます。

○ハートフル学業支援金給付事業の推進

- ・公立又は私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)及び高等専門学校(1～3年生)に在学する生徒に対して、より良い学校生活が送れるように家庭の実情に応じて、修学上必要な費用の一部を支援します。

II - 9

少子化に対応した新しい教育体制の調査・研究

<今後の方向と目標>

子どもの数が減少する中で、地域と情報の共有化を進めながら、教育効果をあげるための適正な学校規模、教育環境等のあり方について検討します。

<施策の取組> —————

○より良い教育環境の充実

- ・「多可町小中学校規模適正化基本方針（平成24(2012)年度）」及び令和2年度に設置した「地域の学校教育のあり方を考える会」の意見書に基づき、教育活動が適切かつ効果的に推進できるよう、学校規模や効果的な運営方法を検討しながら学校環境の充実を図ります。

II - 10

家庭と地域による学校と連携した教育の推進

<今後の方向と目標>

地域では少子高齢化や人口減少が進み、今まで以上に子どもたちを見守る体制づくりが求められます。子どもたちが、安全に安心して過ごせるように、家庭や地域と連携し、安全教育や安全確保のための取組を推進します。

<施策の取組> —————

○見守り・安全巡回パトロール事業の充実

- ・子どもたちに、「こども110番の家」等の避難場所を周知します。

- ・各学校園の周辺及び通学路をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。
- ・交通安全教室、防犯教室、防災訓練などを実施し、子どもたちが自ら身を守り安全を確保する能力を育成します。
- ・子ども見守りサポート隊と連携し、子どもたちの登下校における安全確保に努めます。

○地域の教育力の活用

- ・地域住民によるボランティア活動を受け入れたり、地域住民との交流を図るなど、地域の教育力を活用し、教育環境の充実を図ります。
- ・地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともににある学校」づくりをめざして、コミュニティ・スクールの拡充に取り組みます。

○青少年問題協議会活動の充実

- ・「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、幼・小・中・高等学校及び関係機関と連携しながら、地域をあげて青少年健全育成に取り組んでいきます。

○地域学校協働活動の充実

- ・地域と学校が連携・協働し放課後の見守りや学校支援活動等を行うことにより、子どもたちの学びや成長を支える活動の深化・充実を図ります。

○通学路の安全確保の推進

- ・通学路の具体的な危険箇所対策を定めた「多可町通学路交通安全プログラム（平成26（2014）年度）」に基づき、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組みます。
- ・警察や地域、ボランティア等の協力を得て、子どもたちが安心して安全に登下校できる体制づくりに取り組みます。

○学校園の情報提供の推進

- ・オープンスクール等を通して、保護者や地域の人々に教育活動を公開します。
- ・子どもたちの個人情報の保護に十分配慮しながら、タイムリーな情報を学校広報紙やホームページを通じて公開します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
子ども見守りサポート隊	107人	120人

基本施策Ⅲ

生涯学習の推進

—生涯を通して学び、つながる、元気と生きがいを育む生涯学習のまちづくり—

生涯学習の推進

「いつでも・どこでも・だれでも」学び、気軽に活動や交流ができるよう、人材育成などの環境づくりや仕組みづくりを総合的・包括的に推進します。

また、すべての町民が生涯を通じてスポーツに関わっていくことができる、元気で健康な社会の実現をめざします。

III-1

生涯学習の充実

〈今後の方向と目標〉

生涯学習は、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びの活動であり、豊かで生きがいのある生活につながり、さらにその学びを通じた活動や交流は地域の活性化につながります。

これまでの環境の充実を図るとともに、新たな社会環境の変化を踏まえ、町民一人一人が社会的に包摂され、それぞれの生きがいづくりや自己実現ができ、その学びが地域社会にいかせる仕組みづくりを進めるため、「第2次多可町生涯学習推進基本計画（令和2年～令和11年度）」に基づき、施策を推進します。

〈施策の取組〉

○広報・啓発活動の充実

- ・たかテレビの情報発信・提供ノウハウや町の情報媒体・ツール（ホームページ・広報紙・リーフレット・SNSなど）の特長をいかした情報発信・提供に取り組みます。

○生涯学習相談の充実

- ・生涯学習コーディネーターの育成や設置、キャラクターを活用するなどして、親しみやすく、気軽に相談にいける場所づくりに取り組みます。
- ・家にいながら気軽に学習機会やサークル活動などの情報を得られたり、eラーニングを活用して楽しみながら学べたりできるコンピュータなどの通信ネットワークの体制づくりを推進します。

○学習プログラムの活性化の充実

- ・各年代層の求めに応じたプログラムの開発を進めるとともに幅広い選択肢を設定し、学びから発表までの連続性のあるプログラムづくりを進めます。
- ・学びの成果をいかしたいと思っている人やUターン・Iターンなどで地域の活動や行事・イベント等に参加したいと思っている人への呼びかけを行う機関・団体等とのネットワーク化を図り、求める側と求められる側のマッチングに取り組みます。

○次代を担う人材育成の推進

- ・学びを始めたい人が、方向づけや支援をしてもらえるナビゲーターやインストラクター役を担う人材情報を得られるように、人材バンクシステムの改善（バージョンアップ）を推進します。
- ・子どもたちが様々な地域の交流活動に参加したり、自主的に地域活動に取り組んだりできる機会や場を提供できるプログラムを学校と地域がパートナーとなって取り組める環境の整備に努めます。
- ・地域の課題に気づき、自らが解決に向けて行動することが出来る地域活動のリーダーを養成し、地域共生社会の実現をめざします。

○生涯学習施設の整備・充実

- ・関連施設の機能をいかすとともに、連携プログラムのネットワーク化を進めます。
- ・学びや交流の拠点となる（仮称）生涯学習センターの整備に取り組みます。

○図書館の充実

- ・町民が生涯にわたって学び続けるために、図書館及び加美・八千代図書室は相互に連携し、生涯学習の拠点として、以下の機能の充実を図ります。
 - (1)本や資料の閲覧・貸出サービスの充実
 - (2)調査・研究支援（レファレンスサービス）の充実
 - (3)郷土・地域資料、行政資料等の収集・提供の充実
- ・図書館は、本や読書活動を核として、町民が「集い交流できる」「情報発信できる」「心くつろげる」など、多様な機能を併せもつ生涯学習施設をめざし、諸機能及びサービスの充実・改善を図ります。

○那珂ふれあい館の充実

- ・歴史や伝統文化を学ぶ拠点施設としての役割を果たし、町の文化向上を促進するために、町民をはじめ、町内外の小中学校等が歴史学習や体験学習に取り組める体制づくりを推進します。
- ・多可町の歴史を体感し、ふるさとへの愛着を醸成するため、多可町歴史探検ツアーや、地域・学校園への出前講座などを実施します。
- ・「ふるさと学習」の一環として山田錦・杉原紙・敬老の日についての展示や情報発信の充実を図ります。
- ・ホームページやSNSの活用により積極的に情報発信に努めるとともに、案内状等の送付により各種団体への広報活動に努めます。
- ・文化財保護事業の成果を活用して歴史学習等に寄与できるよう新たな展示や体験学習等の実施に努めます。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
コークゼミの参加人数（累計）	201人	570人
図書館の貸出冊数	111,530冊	120,000冊

III-2 生涯スポーツの充実

＜今後の方向と目標＞

多可町のような小規模な自治体である強み（互いが顔見知り）をいかして、すべての町民が生涯を通じてスポーツに関わっていくことができる、元気で健康な社会の実現をめざします。

そのためには、住民のだれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことを念頭に、すべての町民が、心も体も健康で生き生きと元気に生活する（健康づくり）とともに、同好の集団や集落単位で活発にスポーツすることによって仲間が広がりながら（仲間づくり）、さらには町民が自ら企画・運営により積極的に参画、協働していく多可（まち）をつくっていきます。そこで、「第2次多可町生涯スポーツ振興基本計画（令和元年～令和10年度）」に基づき、「スポーツを通じた多可の健康づくり、仲間づくり、まちづくり」の実現をめざし、施策を推進します。

＜施策の取組＞

○ライフステージに応じたスポーツプログラムの提供

- ・幼児・児童期、青年期、壮年・中年期、高齢期のそれぞれに応じた魅力あるスポーツプログラムを提供し、健康で生きがいのある生涯スポーツを推進します。

○情報発信の充実

- ・適度なスポーツ活動の重要性等について広報・啓発を推進します。
- ・既存の発信方法（広報紙やたかテレビ）に加えて、SNSの効果的な活用に力を入れていきます。

○心も体も健康で元気にスポーツに関わる人の増加

- ・スポーツを「する」はもちろんのこと「みる」「ささえる」などスポーツに関わる人を増やし、指導者や運営者の養成に取り組みます。また、様々な組織・団体をまとめるマネージャー的人材の育成を進めます。
- ・様々な場所で効果的にプログラムが提供できるよう、各団体・組織間の連携を強化します。

○施設の適切な維持管理と効果的な活用

- ・既存の体育・スポーツ施設や学校体育施設の適切な維持管理と、効果的な活用を進め、スポーツ活動に参加できる場所と機会を提供します。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
スポーツDAY参加者数	2,720人/年	4,000人/年

III-3 文化の香るまちづくりの推進

<今後の方向と目標>

住民主体で運営する文化会館については、自主公演を通して地域住民が直接文化に触れる機会を提供することで、住民利用を促進するとともにこころ豊かな人づくり・まちづくりを進めます。

特色ある地域文化資源（東山古墳群、播州歌舞伎、杉原紙、播州織、文化会館等）をいかして、地域文化を発信し、後継者を育成するとともに、住民のこころ豊かな文化活動を推進します。

有形・無形の多様な歴史文化資源の調査を推進し、その保存・継承・活用に努めます。特に、調査成果の公開や活用を通して、本町の歴史を啓発し、郷土への誇りや愛着の醸成に努めるとともに、歴史文化が香るまちづくりへの活用促進策を展開します。

<施策の取組>

○文化会館の充実

- ・住民のニーズを的確につかみつつ感動体験できる事業の充実を図り、来場者の増加につなげるとともに、文化振興への住民の理解を深めます。
- ・建物・設備・備品等の適正な保守点検整備、計画的な更新を行い、安全性と利便性を高めます。
- ・運営評議員会、文化連盟、各種ボランティア団体の協力により、適正な運営を進めます。

○地域文化資源の有効活用

- ・東山古墳群、杉原紙、播州織等の特色ある地域文化資源の情報を発信するとともに、その資源をいかした交流イベントにより文化活動を推進します。

○地域・芸術文化の振興

- ・芸術・文化活動を通じ、文化の香るまちづくりを推進します。
- ・文化振興にかかる後継者の育成と文化振興団体の自主活動やボランティア等への育成支援を図ります。

指標（めざそう値）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
文化祭来場者数	1,950人	4,000人
ベルディーホール自主事業入場者数	5,250人/年	7,000人/年

基本施策Ⅳ

豊かな人権文化の創造

—差別や偏見を許さない心を育て、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会づくり—

人権尊重のまちづくり

家庭・地域・学校・行政の連携のもとで人権問題についての学習・啓発を進め、基本的人権が尊重され、男女がともに参画するまちをめざします。

IV-1

人権尊重のまちづくりの推進

<今後の方向と目標>

部落差別をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などあらゆる人権問題における差別や偏見をなくすために、一人一人が互いの違いを認め合い、尊重しあうことができる思いやりにあふれた人権尊重のまちをつくります。

今後、人権尊重に関する教育及び啓発をさらに効果的なものとし、多様な組織が連携協力するために横断的な実施体制の充実を図ります。

<施策の取組>

○人権学習の充実

- ・家庭・学校・職場・地域社会等あらゆる場における人権学習を推進します。
- ・インターネットやSNSによる差別や誹謗中傷など、時代の変化に伴った新たな問題について、教育・啓発を進めます。
- ・住民学習会においては、身近な人権問題を中心に、あらゆる人権問題をテーマとした学習を開き、住民一人一人の人権意識を高めるとともに、人権課題に対する理解を深める学習を推進していきます。
- ・子どもの人権に関する学習については、「多可町子ども憲章」制定を受け、あわせて児童虐待など、子どもの人権問題を身近に考える環境づくりを推進し、明るい地域・家庭づくりをめざします。

○人権啓発の推進

- ・基本的人権を尊重する社会を築くために、広報活動や相談体制の充実等により人権啓発活動を推進します。また、あらゆる人権問題に対応するため人権啓発協議会を中心とした関係機関が、人権擁護に対する連携協力できるような環境づくりを推進します。

○隣保館活動の充実

- ・隣保館講座などの様々な機会を利用した交流活動の充実を推進します。

指標（めざそうじ）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
人権学習会への参加者数	3,372人/年	3,500人/年

IV-2 男女共同参画社会の推進

＜今後の方向と目標＞

性別や年齢にとらわれず、互いを尊重し、思いやり、ともに責任を担い、誰もが自分らしく生きられる社会、そして、男女があらゆる分野へ参画する機会が保障される社会をつくることが大切です。

そのためには、男女の人権が家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場所において、平等に尊重され、公平に実現されることにより、住民すべてが豊かな人生を送ることができるよう、「多可町男女共同参画社会づくり条例（平成21（2009）年度）」及び「第2次多可町男女共同参画計画（平成30年～令和9年度）」に基づき、「一人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現」をめざして施策を推進していきます。

＜施策の取組＞

○男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

- 人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消させるため、セミナーや広報・啓発活動を通して男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させます。

○安心して暮らすことができるまちづくりの推進

- 暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶のため、教育や広報、啓発活動を進めます。

○あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 各種審議会等への女性の参画機会の拡大や、集落など地域団体と連携し意思決定の場における男女共同参画の推進を図るとともに、具体的な施策や事業を推進できるリーダーの確保・養成を進めます。
- 就業での男女共同参画や女性の就業・起業支援に取り組み、職場環境の整備と働き方の見直しを図ります。

指標（めざそうじ）	実績値（令和元（2019）年）	目標値（令和7（2025）年）
審議会等女性委員登用率	22.3%	30.0%

参 考 資 料

1. 多可町教育振興基本計画検討委員会設置要領
2. 多可町教育振興基本計画検討委員会委員名簿
3. 第2次多可町教育ビジョン策定経緯
4. S D G s 関連表

多可町教育振興基本計画検討委員会設置要領

平成22年2月25日

教育委員会告示第1号

改正 令和2年4月23日

教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく多可町の教育振興基本計画策定に伴う検討を行うため、多可町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育振興基本計画案の策定に関すること。

(2) その他教育長から諮問された事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 教育関係者

(3) 関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は、検討委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 検討委員会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

4 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適當と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、多可町教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領による最初の検討委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

3 この要領は、検討委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（令和2年4月23日教委告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

多可町教育振興基本計画検討委員会・委員名簿

(順不同)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	當 山 清 実	兵庫教育大学教授
副 会 長	近 藤 文 好	人権啓発協議会代表
委 員	越 川 昌 信	兵庫教育大学客員准教授（元学校長）
委 員	谷 尾 秀 伸	小学校校長代表
委 員	竹 中 裕 貴	中学校校長代表
委 員	仲 田 あ つ 子	子ども子育て会議代表
委 員	内 田 友 希 美	中区PTA代表
委 員	寺 尾 元 基	加美区PTA代表
委 員	田 中 研 三	八千代区PTA代表
委 員	宮 崎 和 明	社会教育委員会代表
委 員	吉 川 清	生涯スポーツ振興委員会代表
委 員	松 本 壽 朗	生涯学習推進協議会代表

【事務局】

役 職	氏 名	備 考
教 育 長	岸 原 章	令和2年12月31日まで
	越 川 昌 信	令和3年 1月 1日から
理 事 兼 課 長	宮 原 文 隆	教育総務課
課 長	藤 本 志 織	学校教育課
課 長	足 立 貴 美 代	こども未来課
課 長	檜 本 一 郎	生涯学習課
副 課 長	高 橋 敏	教育総務課

第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）策定経緯

（第1回多可町教育振興基本計画検討委員会）

日時：令和2年7月21日 13時30分～

場所：多可町役場 401会議室

○委員の委嘱

○会長・副会長選出

- （協議） ①策定スケジュールについて
②現状と課題について

（第2回多可町教育振興基本計画検討委員会）

日時：令和2年9月30日 13時30分～

場所：多可町役場 大会議室

- （協議） ①第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）
第2章「多可町の教育の成果と課題」について

（第3回多可町教育振興基本計画検討委員会）

日時：令和2年11月26日 13時30分～

場所：多可町役場 大会議室

- （協議） ①第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）
第1章「第2次計画策定の趣旨」
第3章「社会情勢と教育環境の変化」
第4章「多可町教育のめざすべき姿」について

（多可町議会議員全員協議会）

日時：令和3年1月27日

場所：多可町役場 議場

- （内容） ①第2次多可町教育ビジョン（案）について説明

（パブリックコメント）

日時：令和3年2月1日～令和3年2月10日

場所：多可町役場・加美地域局・八千代地域局・多可町ＨＰ

（多可町教育委員会定例会・多可町総合教育会議）

日時：令和3年2月25日

場所：多可町役場 大会議室

- （内容） ①第2次多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）について（承認）

（多可町議会）

日時：令和3年3月

場所：多可町役場 議場

- （内容） ①第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）について
(承認)

第2次多可町教育ビジョン

発行：多可町教育委員会

発行年月：令和3年3月

TEL：0795-32-2384

FAX：0795-32-4318

URL：<https://www.town.taka.lg.jp/>

